

久居駅東口広場シエルタ一解体工事

図面リスト

建築工事		電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
(A-01)	特記仕様書1	(E-01)	電気設備 撤去図
(A-02)	特記仕様書2		
(A-03)	見取付近図兼配置図		
(A-04)	平面図		
(A-05)	柱伏図		
(A-06)	梁伏図		
(A-07)	軸組図1		
(A-08)	軸組図2		
(A-09)	詳細図1		
(A-10)	詳細図2		
(A-11)	詳細図3		
(A-12)	仮設計画図		

解体工事特記仕様書

I. 工事名 久居駅東口広場シェルター解体工事

II. 工事概要

1 工事場所 津市 久居新町 地内

2 工事内容 棟名称 シェルター
構造 鉄骨造 平家建
建築面積 841㎡
工事項目 解体工事

III. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版）による。

2 特記仕様

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○の付いたものを適用する。
- 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																	
1 一般 共通 事項	① 適用基準	<p>本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（最新版） <p>○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○その他関係法令</p>																	
	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	<p>○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備・内装材等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根ふき材</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>外装材・上部構造部分</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎くい</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き渡しを要するもの ○ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ (A型バリケード) 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 () 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50Kmを超える場合に限り) 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ○ 金属類 ・ 小形二次電池 ・ 蛍光灯及びH I Dランプ ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎くい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ○ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																	
基礎・基礎くい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
その他 ()	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	

		<p>引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>															
③	建設副産物情報交換システムの利用	<p>受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。</p> <p>また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>															
④	三重県産業廃棄物税	<p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。</p> <p>また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p>															
⑤	工事実績情報の登録 (1.1.4)	<p>○ 適用する（請負金額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督員に提出すること。</p>															
6	電気保安技術者 (1.3.3)	<p>・ 適用する</p>															
⑦	疑義	<p>設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。</p>															
⑧	施工条件 (1.3.5)	<p>○ 監督員と協議し決定する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>施工可能日</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり</td> </tr> <tr> <td>施工可能時間帯</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 時 ～ 時</td> </tr> <tr> <td>部位別の施工順序</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>工事車両の駐車場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> <tr> <td>資機材置場</td> <td>・ 指定なし</td> <td>・ 図示（図面番号：)</td> </tr> </tbody> </table>	施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり	施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時	部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()	工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)	資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)
施工可能日	・ 指定なし	・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり															
施工可能時間帯	・ 指定なし	・ 時 ～ 時															
部位別の施工順序	・ 指定なし	・ ()															
工事車両の駐車場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)															
資機材置場	・ 指定なし	・ 図示（図面番号：)															
⑨	官公庁手続	<p>工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。</p>															
⑩	危険災害の防止	<p>1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。 なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。</p> <p>2) 工事期間中は常時、交通整理のための誘導員を配置すること。</p>															
⑪	工事進入路	<p>重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。</p>															
⑫	工事写真	<p>1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。 2) 工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。</p>															
⑬	完成写真	<p>写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。</p>															
⑭	事故報告	<p>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事務報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>															
⑮	提出書類	<p>施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報及び、その他市監督員の指示するものとする。</p> <p>施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他市監督員の指示するものを添付すること。</p>															
⑯	産業廃棄物	<p>施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。</p>															

17	地下埋設物の確認	<p>監督員立会いのもと、地下埋設物の確認を受けること。 確認時期は、監督員と協議し決定する。</p>
⑰	その他	<p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 現場施工時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</p> <p>※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>※ 建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。</p> <p>※ ガス溶断する際には近隣施設に火花等が飛び散らないよう安全に努めること。</p> <p>※ 喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。</p> <p>※ 安全対策のため、作業終了時及び休工時は、仮囲い出入口を施錠すること。</p> <p>※ 本工事は他の工事と重複することから、安全対策や工程などの調整を図ることを目的とする安全対策協議会などを設置し、また設置されている場合は、これに積極的に参加し、安全対策をはじめ施工時期の調整など密接な調整を図り、各工事を協調をもって施工すること。</p>

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 N. S
図面名称	特記仕様書 1	原図：A 1
津市建設部営繕課		No. A-01

章	項目	特記事項																																																						
2 仮設工事	① 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない																																																						
	② 仮囲い	位置 ○ 図示 仕様 ○ 図示 ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ・ その他 ()																																																						
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模 (単位: m ²) <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>10程度</td> <td>20程度</td> <td>35程度</td> <td>65程度 100程度</td> </tr> </table> 監督職員事務所の仕上げ <table border="1"> <tr> <th>部位等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </table> 備品等の設置 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話・FAX</th> <th>インターネット</th> <th>冷暖房機器</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	適用					規模	10程度	20程度	35程度	65程度 100程度	部位等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	適用																																																							
	規模	10程度	20程度	35程度	65程度 100程度																																																			
	部位等	仕 上 げ																																																						
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																						
	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																																						
	屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																						
	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																		
	数量	組	台	個	個	個																																																		
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																			
数量	足	着	個	個	台																																																			
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器																																																			
数量	個	個	台	台	台																																																			
④ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 取出位置 ・ 図示 (図面番号:) 工事に起因する用水は、本工事に含まれる。																																																							
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																							
⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	○ 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート ○ 養生シート 適用範囲、高さ等 図示 (図面番号:) ・ 設けない																																																							
⑦ 仮設鉄板敷	・ 工事用進入路の養生として、鉄板 (t=22) を敷き、養生を行うこと。 位置 ○ 図示 (図面番号: A12)																																																							
⑧ 使用重機	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																																							
⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。																																																							
⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																																							
⑪ 損傷を与えた場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。																																																							

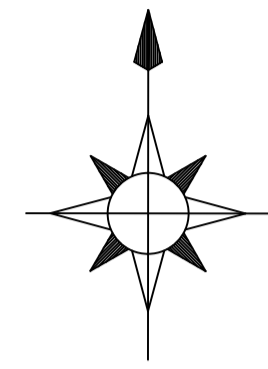
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない									
	2 杭の撤去 (3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引き抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ ()) ・ 破碎 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:)									
	3 樹木等 (3.10.1)	樹木の伐採根及び移植 ・ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
	4 地下埋設物及び埋設配管 (3.11.1)	地下埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
⑤ 解体撤去後の整地 (3.12.1)	・ 砕石 (C-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシュラン (RC-40) にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 発生土にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ○ 撤去物跡 図示										
4 建設廃棄物の処理	1 産業廃棄物広域認定制度 (4.4.2)	特例による広域的処理 ・ 図示 (図面番号:)									
	2 最終処分 (4.4.4)	最終処分する廃棄物 ・ () 最終処分場 ・ ()									
	3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ CCA 処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (1) アスベスト含有石膏ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ (1) (2) 以外の石膏ボード</td> <td>・ 埋立処分 ・ 再資源化</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	処理方法	・ CCA 処理木材		・ (1) アスベスト含有石膏ボード		・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード		・ (1) (2) 以外の石膏ボード
建設廃棄物の種類	処理方法										
・ CCA 処理木材											
・ (1) アスベスト含有石膏ボード											
・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード											
・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化										
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査 (5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
	2 PCBを含む機器類 (5.4.3)	微量PCB、PCB含有シーリング材の分析調査									
	2 PCBを含む機器類 (5.4.4)	・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない									
	3 廃油、廃酸、廃アルカリの処理の有無 (5.4.5) (5.4.6)	・ 廃油 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示 (図面番号:)									
4 ダイオキシン類 (5.4.7)	サンプリング調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない 解体方法及び処分方法 ・ () ・ 図示 (図面番号:)										

6 アスベスト含有建材の除去及び処理	1 適用範囲 (6.1.1)	建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ・ 行う 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 行わない														
	2 施工調査 (6.1.2)	分析によるアスベスト含有の調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない														
	3 アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.3)	アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理作業中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理作業後</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定時期	測定場所	測定点数	備考	処理作業中				処理作業後					
	測定時期	測定場所	測定点数	備考												
	処理作業中															
処理作業後																
4 アスベスト含有吹付け材の除去・処分 (6.3.2) (6.3.3)	除去工法 ・ 共通仕様書 [6.3.2] (a) ・ 図示 (図面番号:) 除去したアスベストの飛散防止措置 ・ 固化 ・ 湿潤化 除去したアスベストの処分 ・ 埋立処分 ・ 溶融又は無害化による中間処理															
5 アスベスト含有成形板 (6.5.3)	除去工法 (対象建材:) ・ 共通仕様書 [6.5.2] (a) ・ 図示 (図面番号:) 処分方法 (石綿含有せつこうボードを除く) ・ 埋立処分 ・ 溶融又は無害化による中間処理															
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査 (7.1.3)	分析調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない														
	2 特殊な建設副産物の種類等 (7.3.1)	特殊な建設副産物の種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> <th>回収及び処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用箇所	回収及び処分			・ ()			・ ()			・ ()		
種類	適用箇所	回収及び処分														
		・ ()														
		・ ()														
		・ ()														
		・ ()														

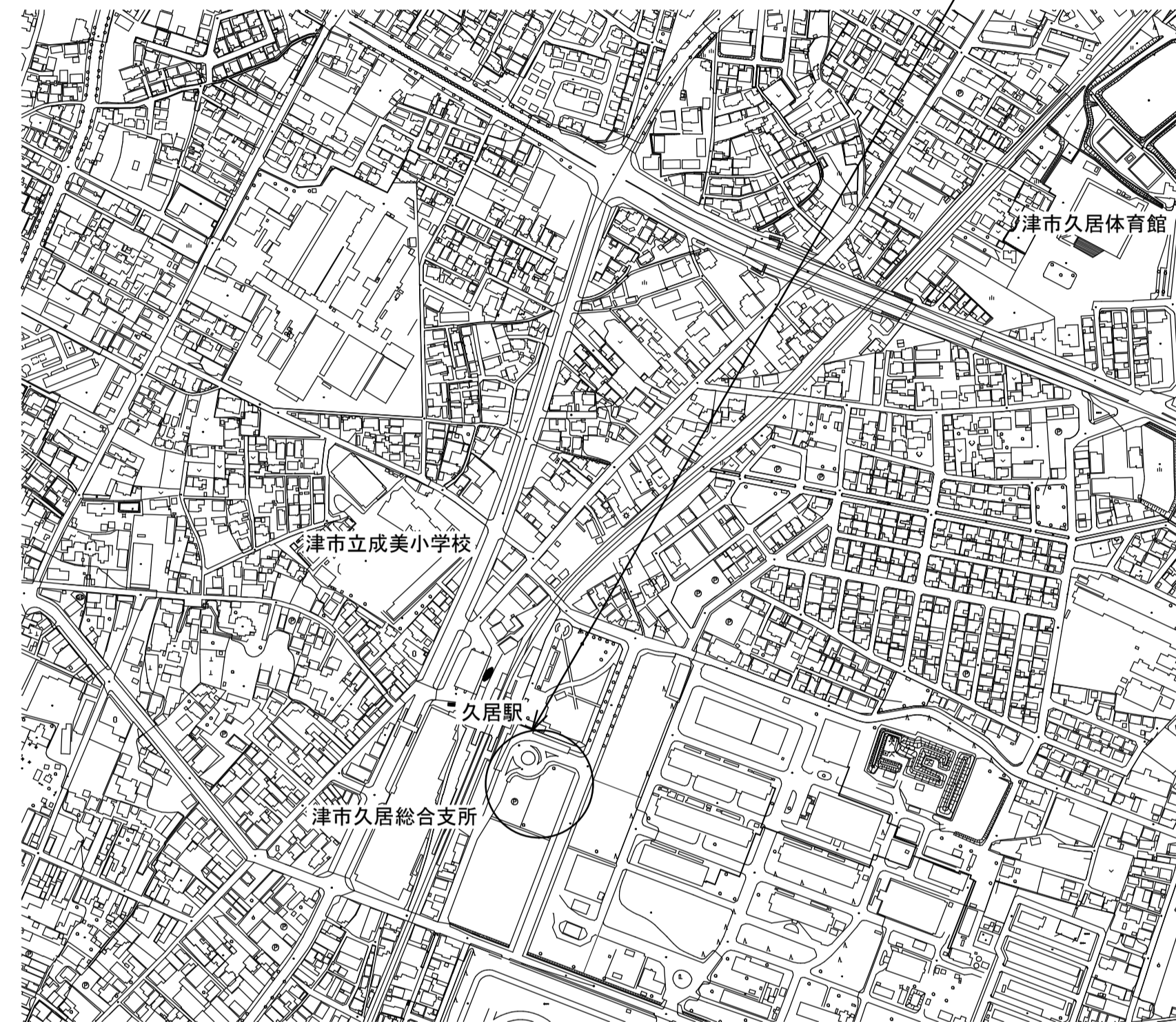
久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 N. S
図面名称	特記仕様書 2	原図: A 1
津市建設部営繕課		No. A-02

No.	項目	年 月	平成30年				平成31年									
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
01	別途 仮設ロータリー整備工事(土木工事)		仮設ロータリー工事													
02	本工事			増築工事	解体工事											
03	別途 シェルター新築工事				鉄骨・屋根パネル製作期間			シェルター工事								
04	別途 ロータリー整備工事(土木工事)						既設ロータリーとりだし			解体工事						
05	仮囲い設置			本工事受注者にて設置					別途土木工事受注者にて設置							

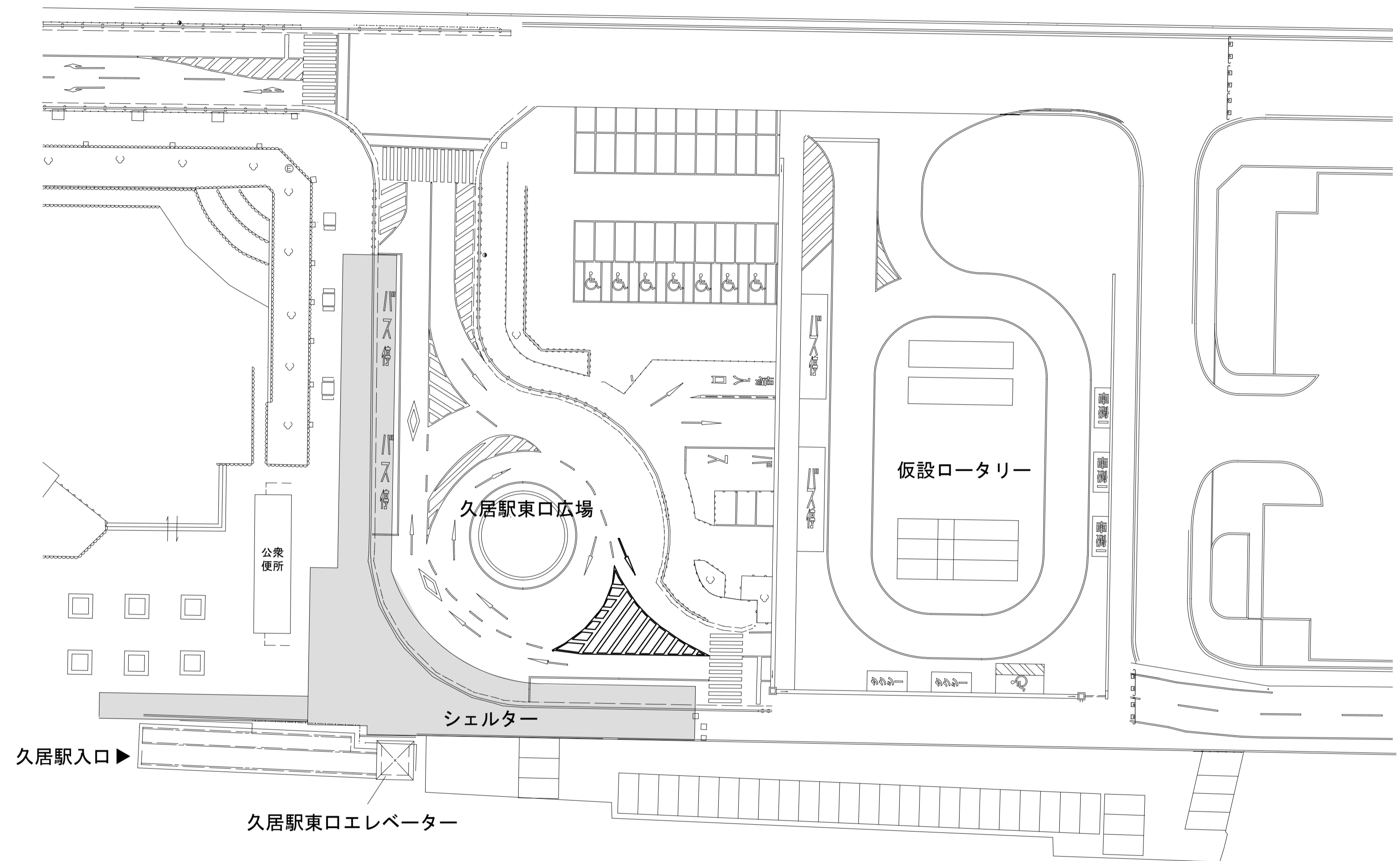
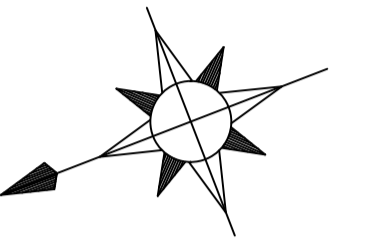
- 『久居駅東口広場シェルター解体工事』関連工事の想定概略工程表を参考とし工事を進めること。
- 本工事の現場着手は、別途 仮設ロータリー整備工事(土木工事)後とする。
- 本工事期間中において、別途 各種工事が行われるため、各受注者と協力し、お互いの工事遂行に影響のないように進めること。



工事箇所



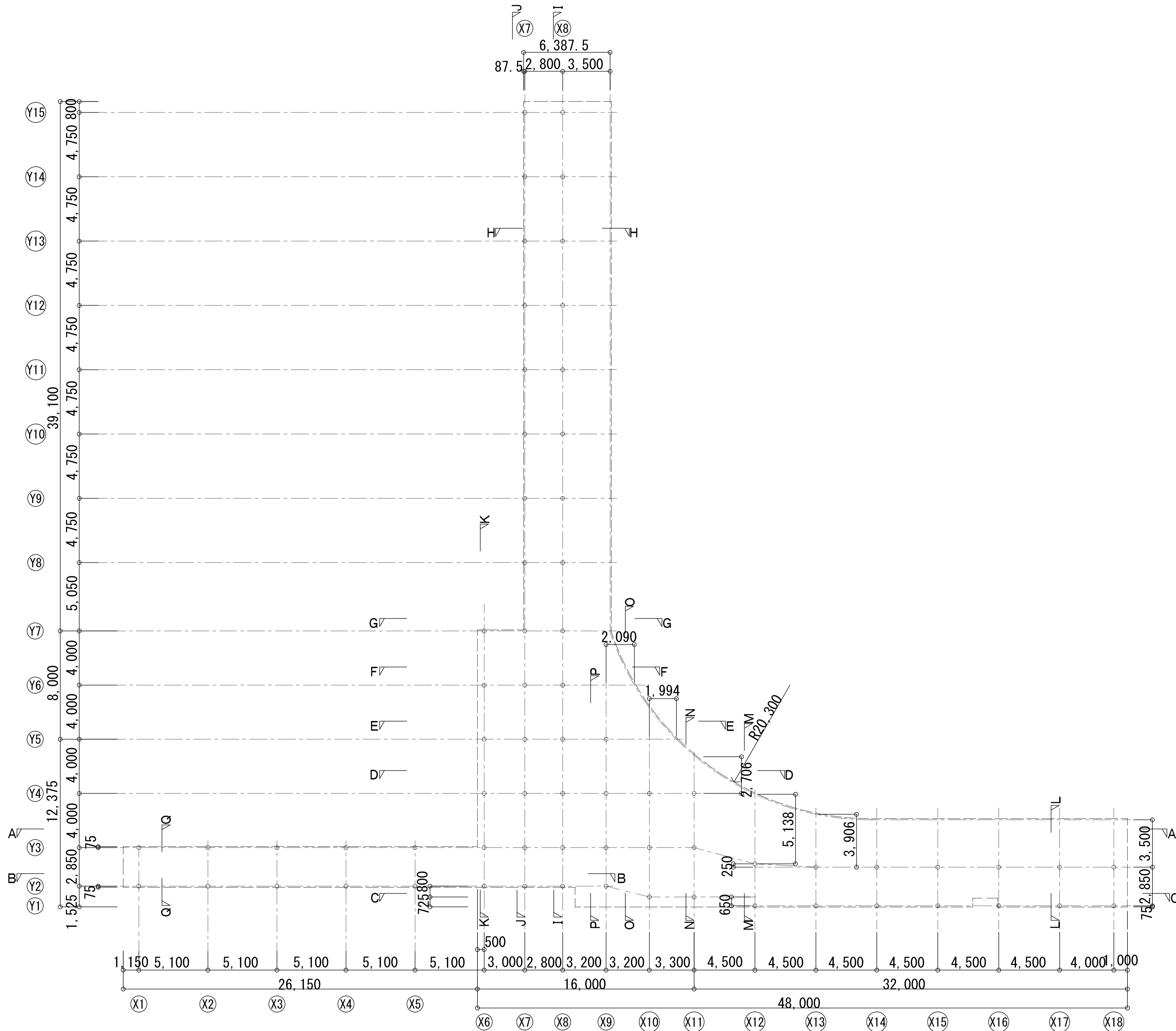
見取付近図



配置図 1/400

■ : 解体建物を示す

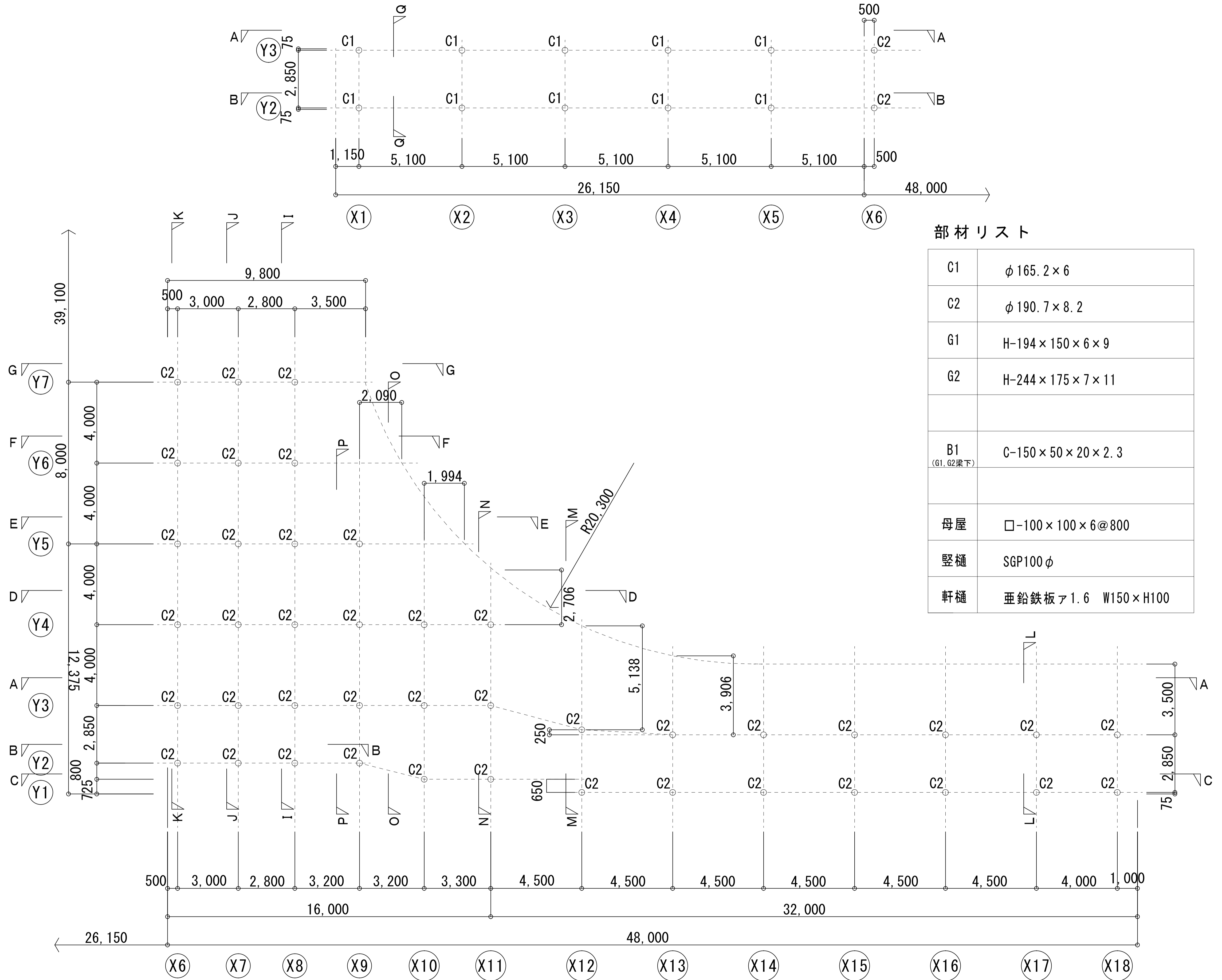
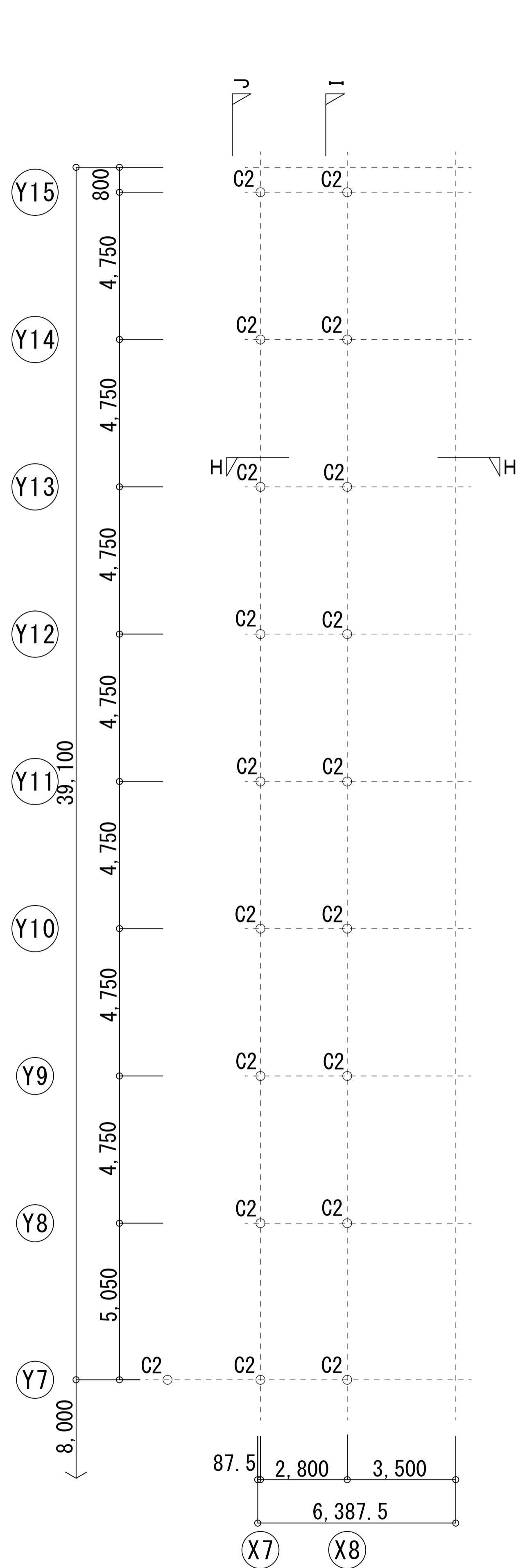
久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/400
図面名称	見取付近図兼配置図	原図: A 1
津市建設部営繕課		No. A-03



平面図 1/150

参考

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺	1/150
図面名称	平面図	原図	A1
津市建設部営繕課		No.	A-04



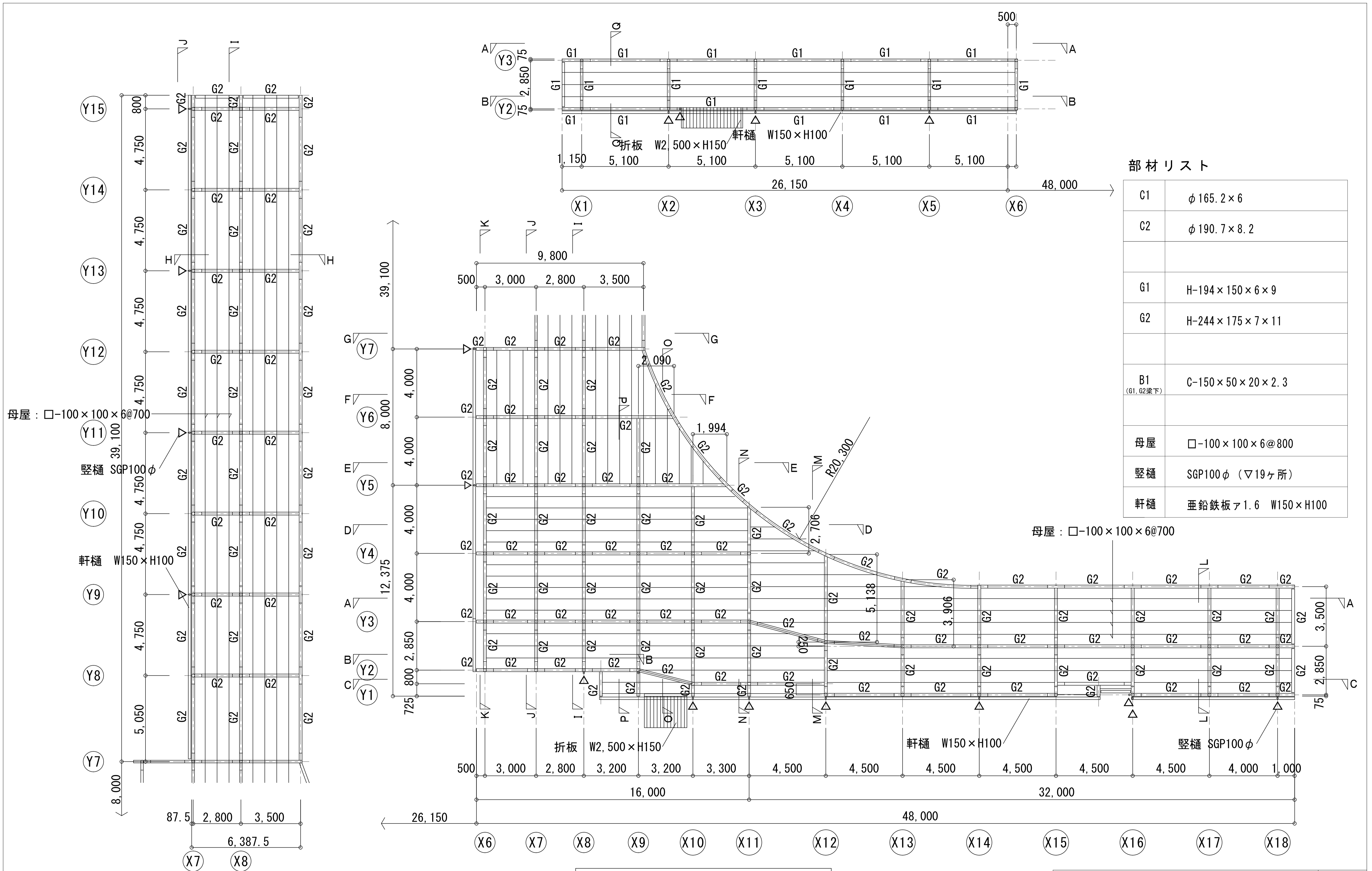
部材リスト

C1	φ 165.2 × 6
C2	φ 190.7 × 8.2
G1	H-194 × 150 × 6 × 9
G2	H-244 × 175 × 7 × 11
B1 (G1, G2梁下)	C-150 × 50 × 20 × 2.3
母屋	□-100 × 100 × 6 @ 800
竖樋	SGP100 φ
軒樋	亜鉛鉄板 1.6 W150 × H100

梁・柱伏図 1/100

参考

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/100
図面名称	柱伏図	原図: A 1
津市建設部営繕課		No. A-05



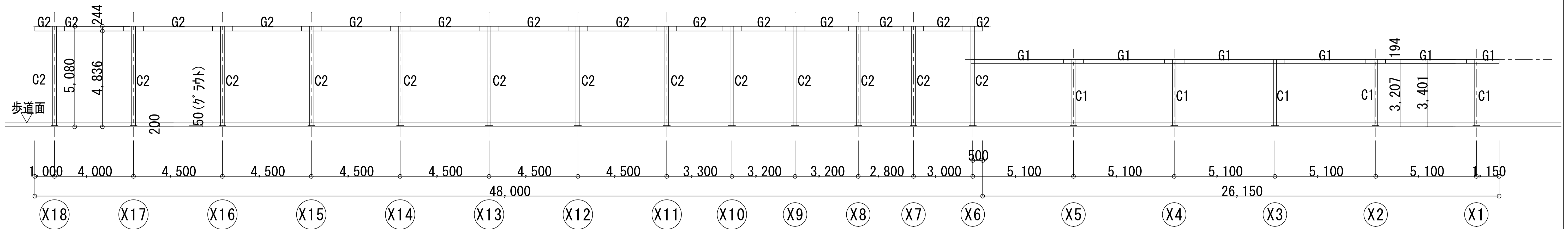
部材リスト

C1	φ 165.2 × 6
C2	φ 190.7 × 8.2
G1	H-194 × 150 × 6 × 9
G2	H-244 × 175 × 7 × 11
B1 (G1, G2梁下)	C-150 × 50 × 20 × 2.3
母屋	□-100 × 100 × 6 @ 800
竖樫	SGP100φ (▽19ヶ所)
軒樑	垂鉛鉄板ア1.6 W150 × H100

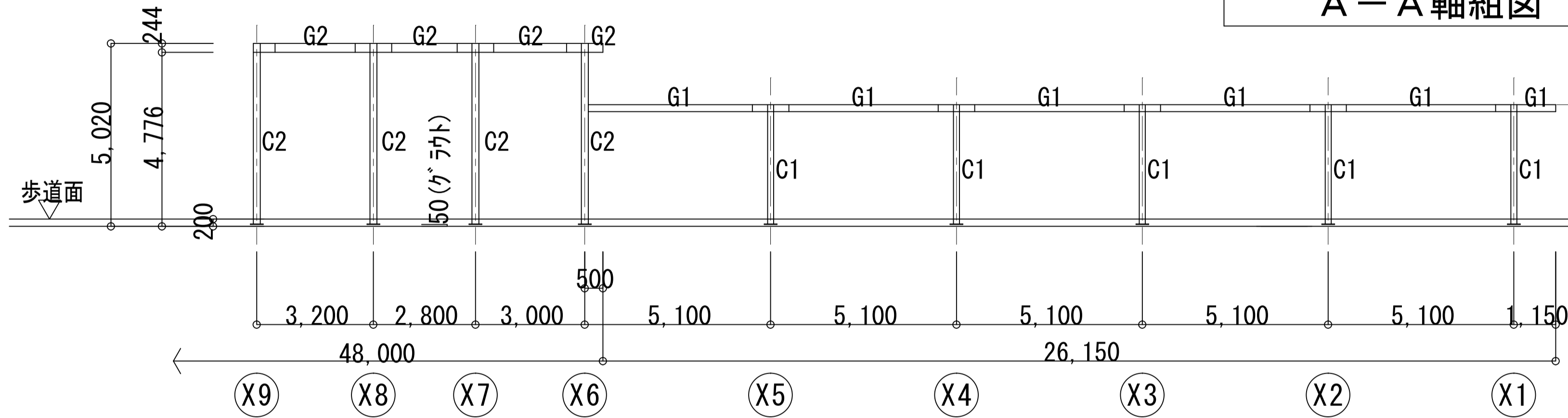
梁・柱伏図 1/100

参考

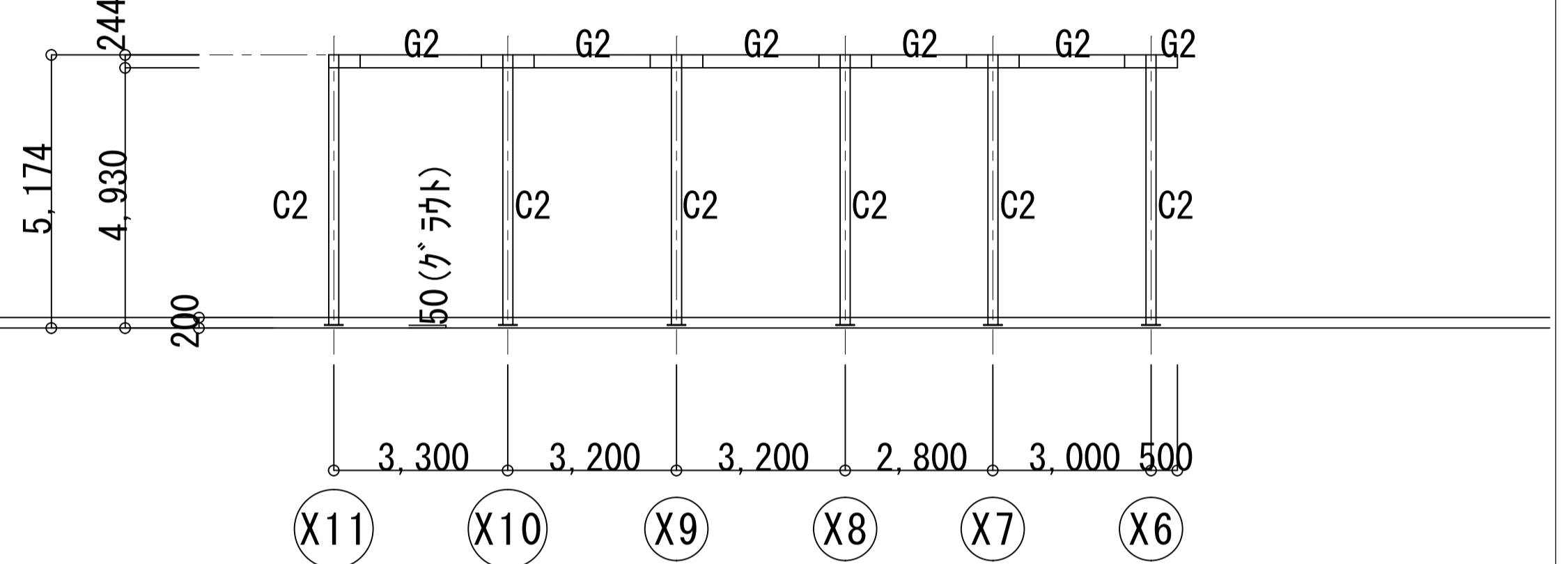
久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/100
図面名称	梁伏図	原図: A 1
津市建設部営繕課		No. A-06



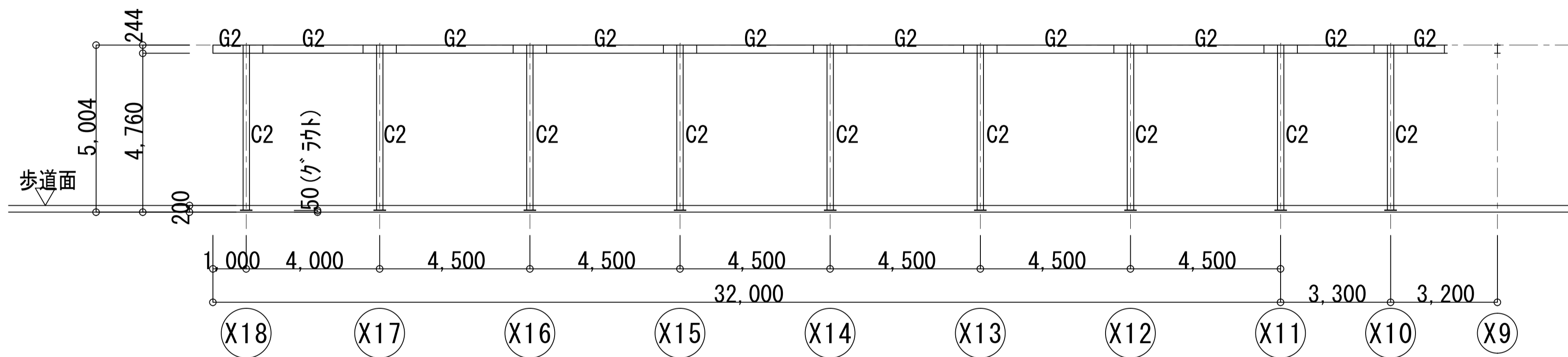
A-A軸組図 1/100



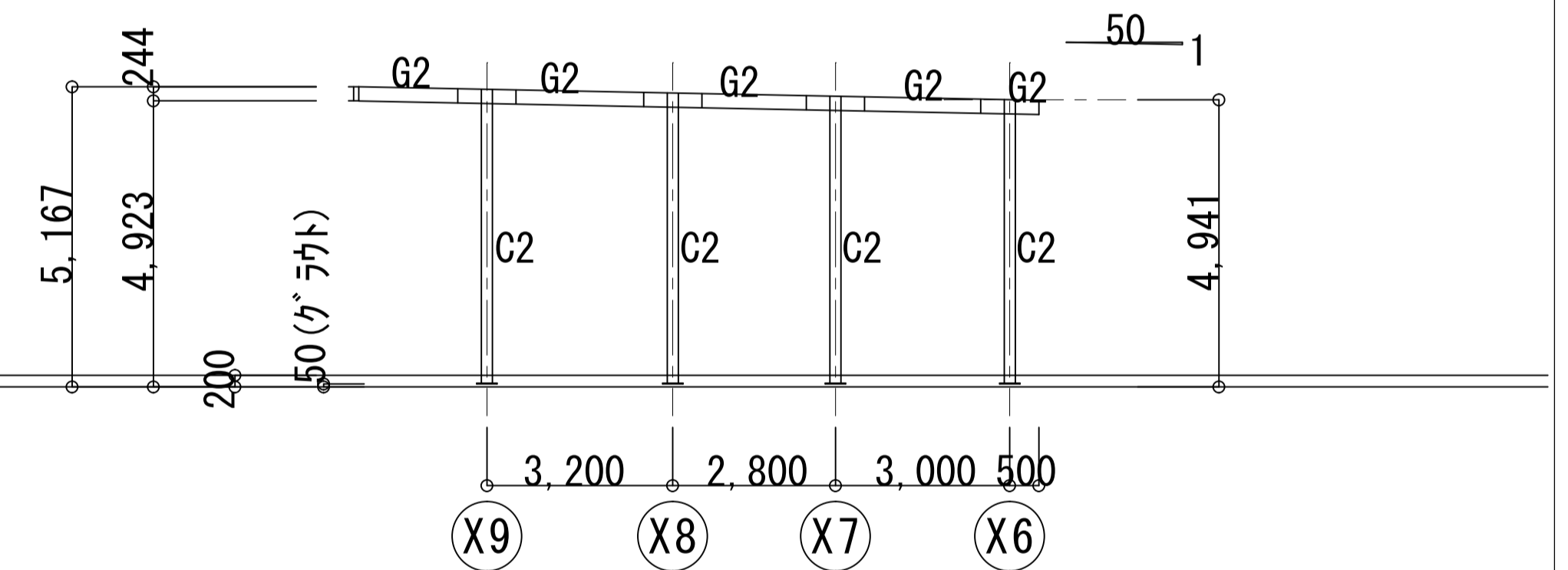
B-B軸組図 1/100



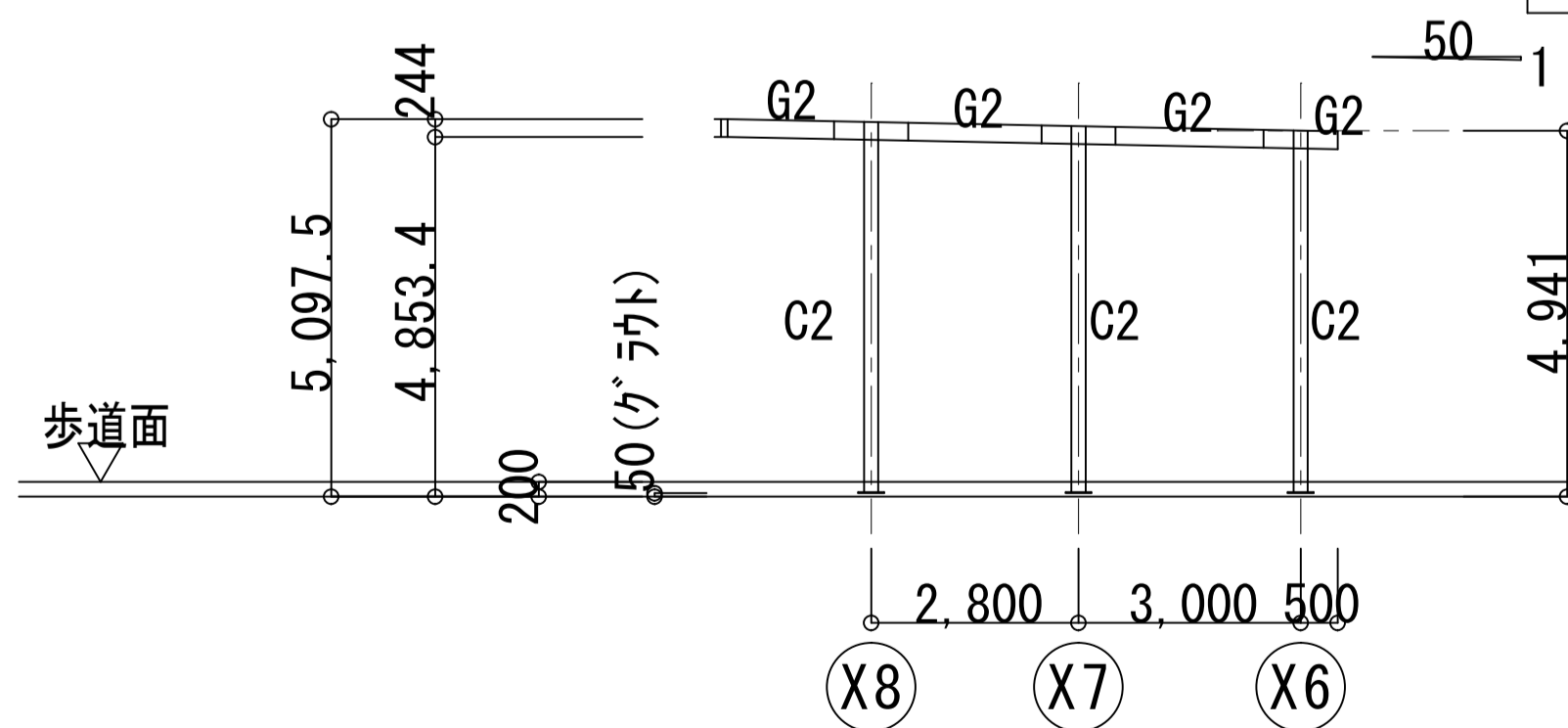
D-D軸組図 1/100



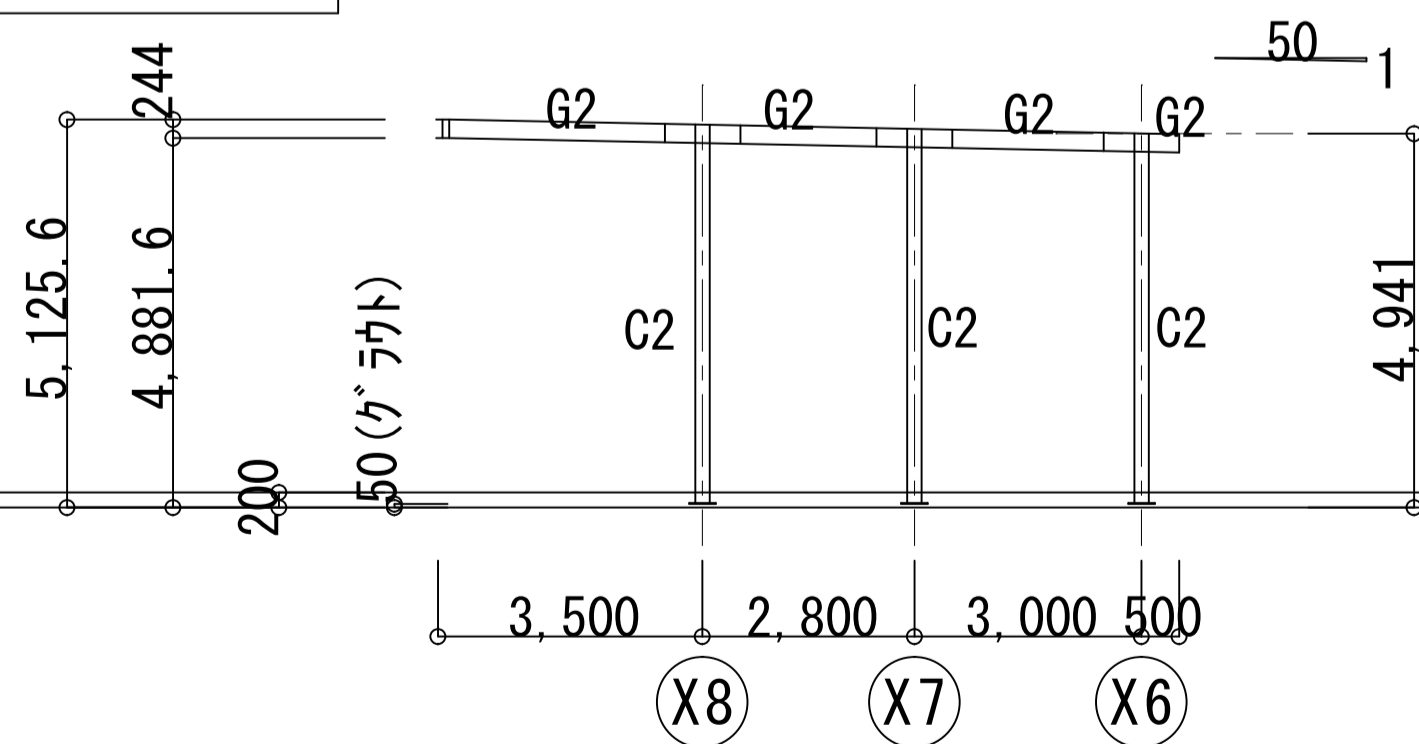
C-C軸組図 1/100



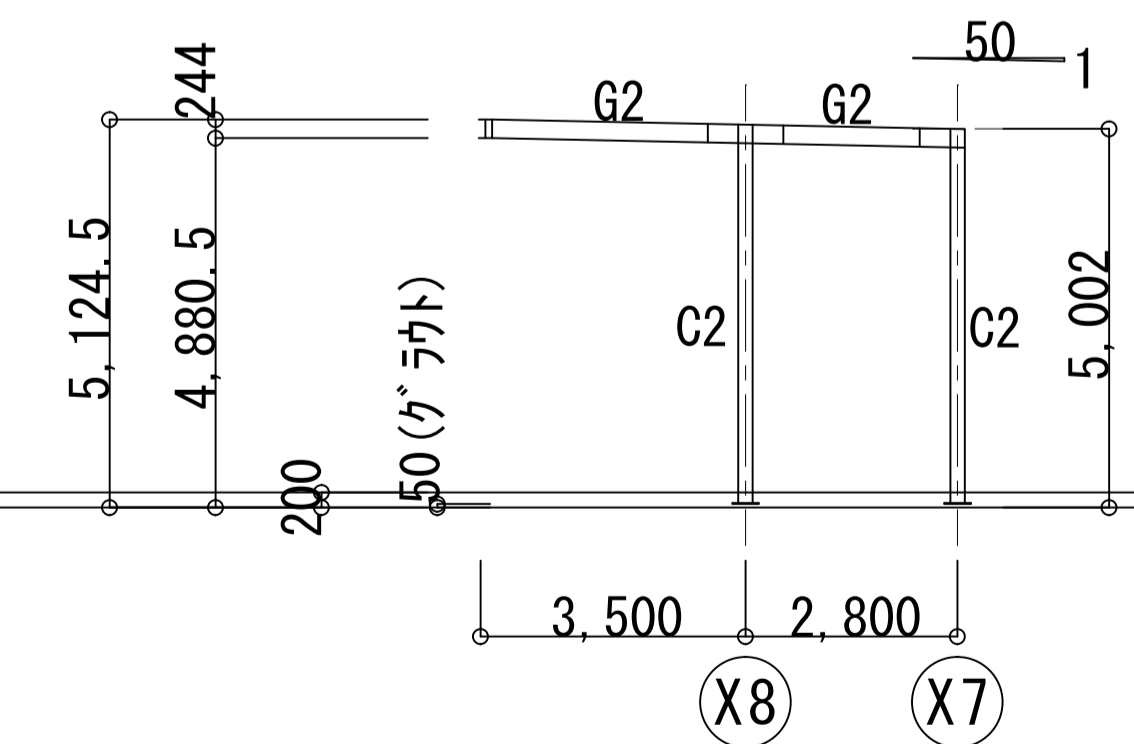
E-E軸組図 1/100



F-F軸組図 1/100



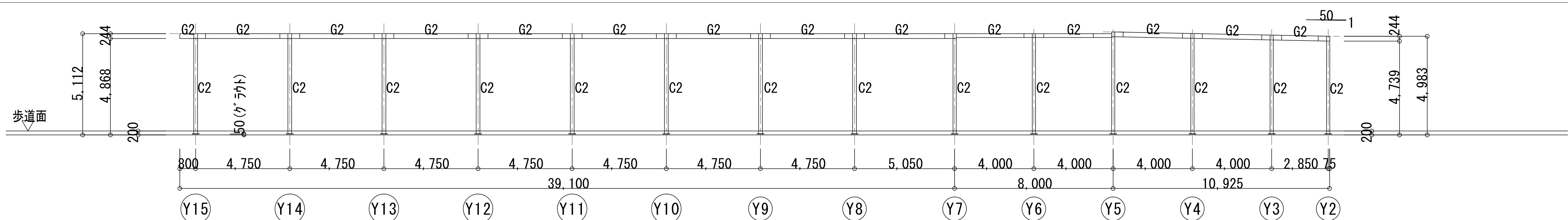
G-G軸組図 1/100



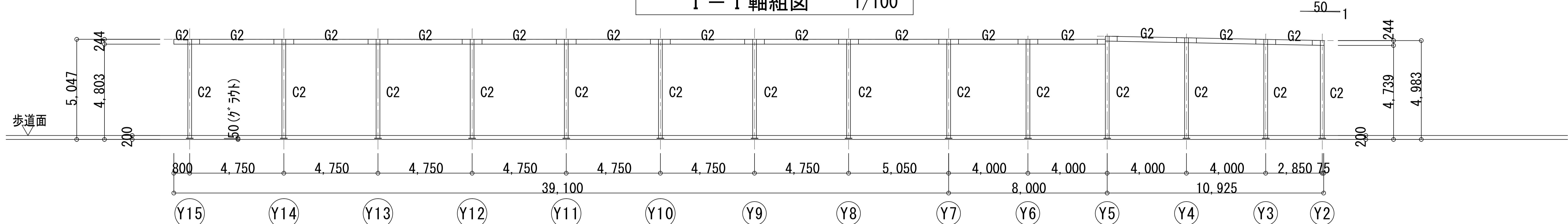
H-H軸組図 1/100

参考

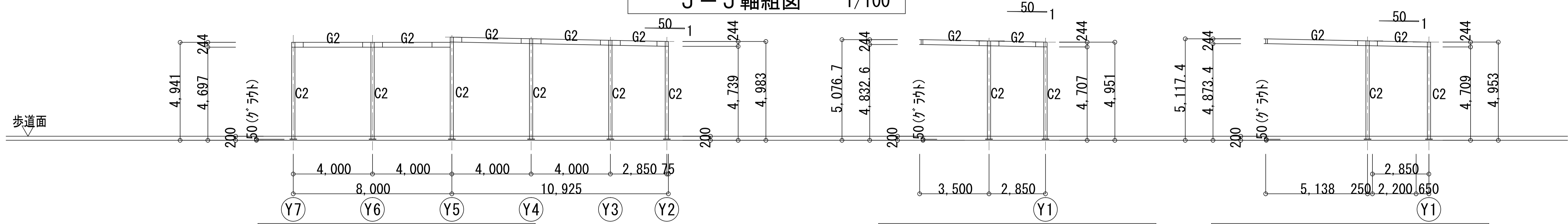
久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/100
図面名称	軸組図 1	原図 : A 1
津市建設部営繕課		No. A-07



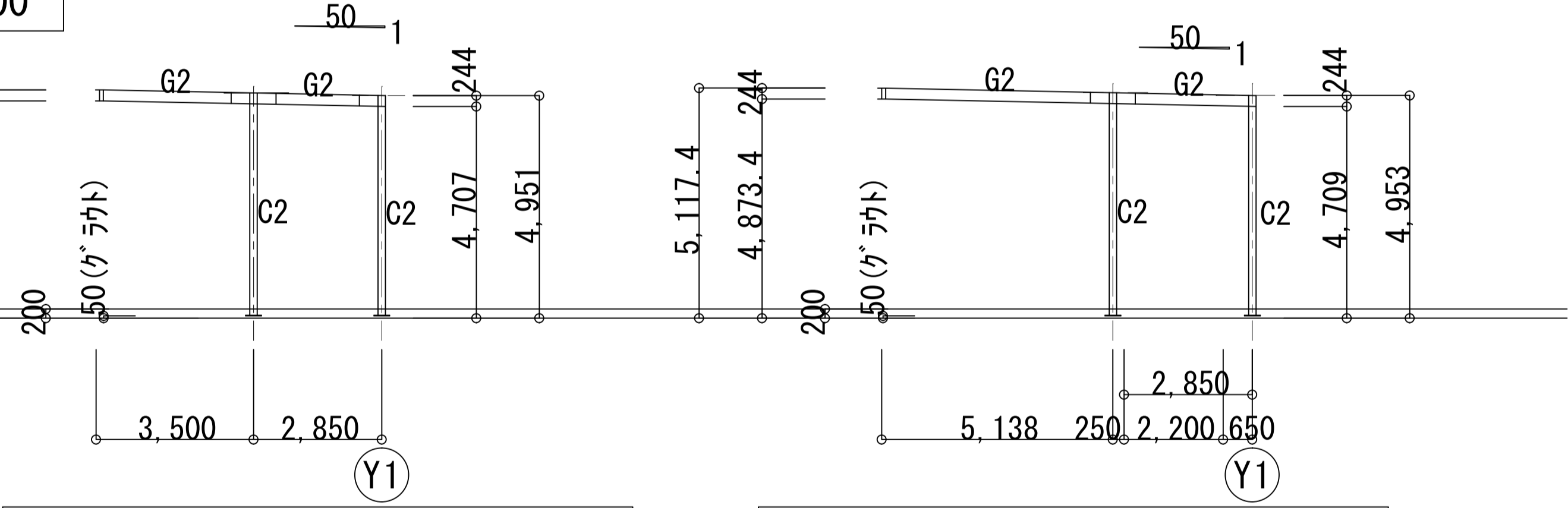
I - I 軸組図 1/100



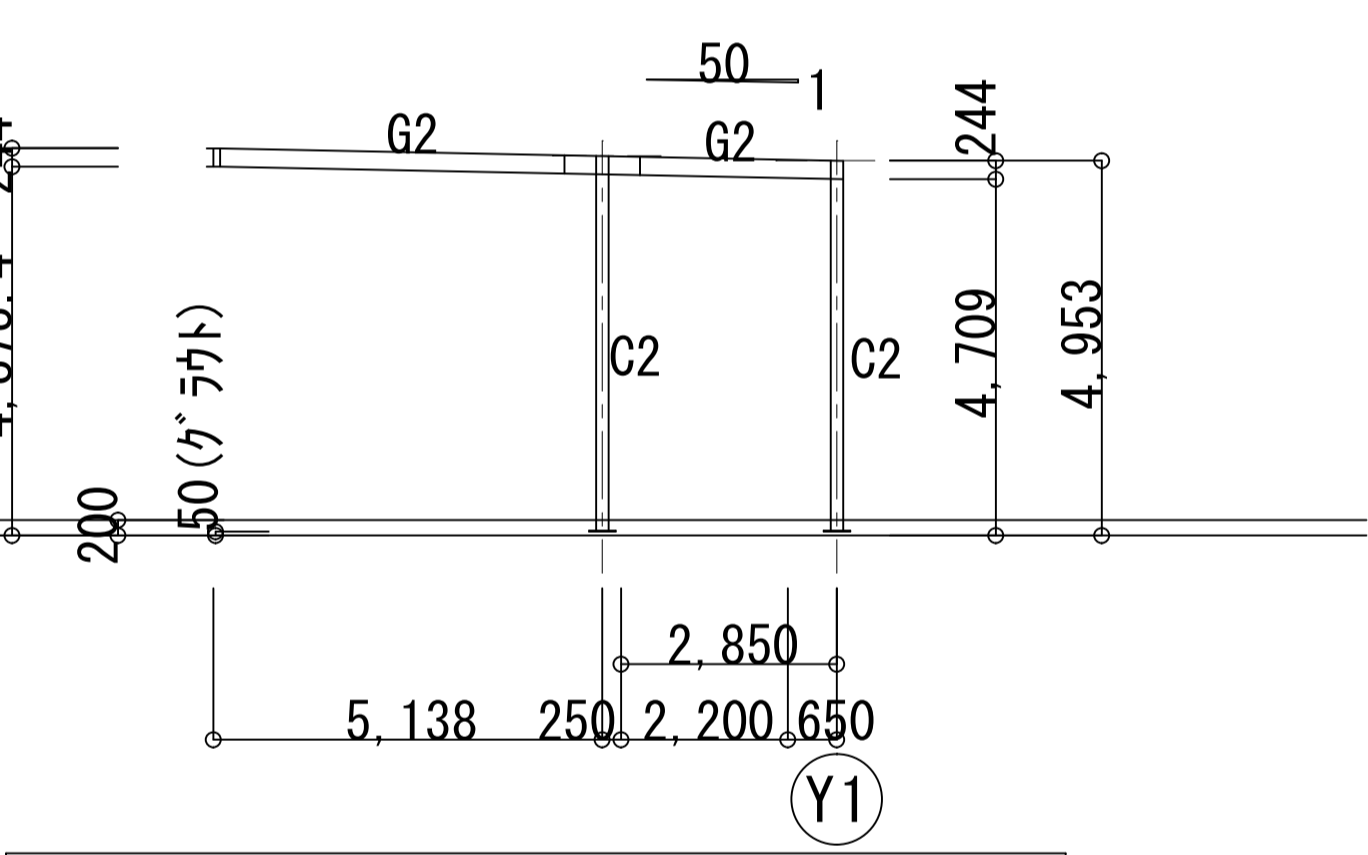
J - J 軸組図 1/100



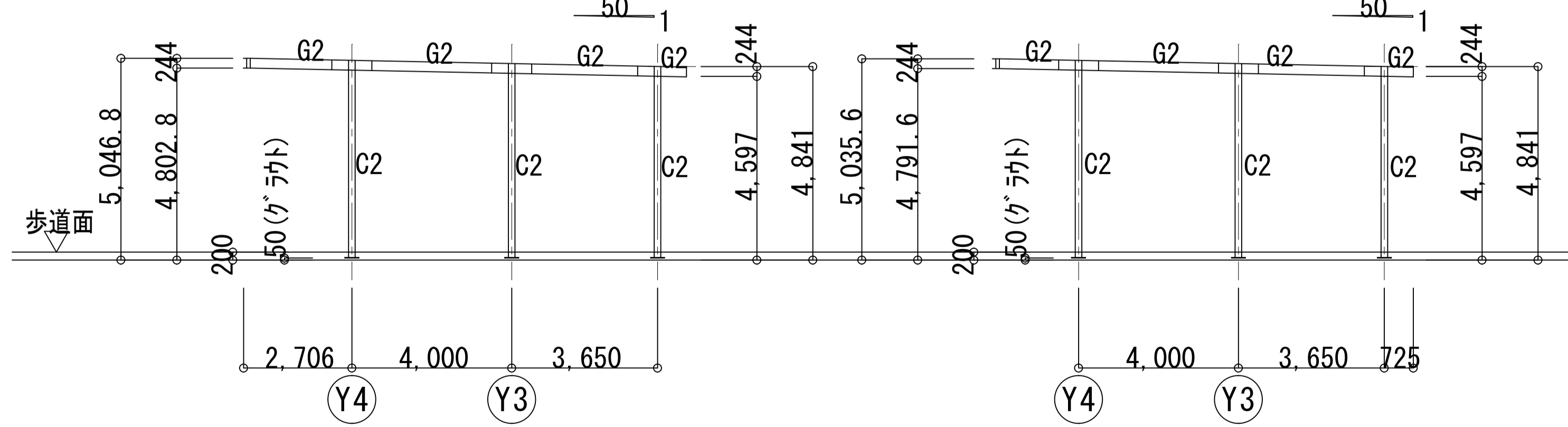
K - K 軸組図 1/100



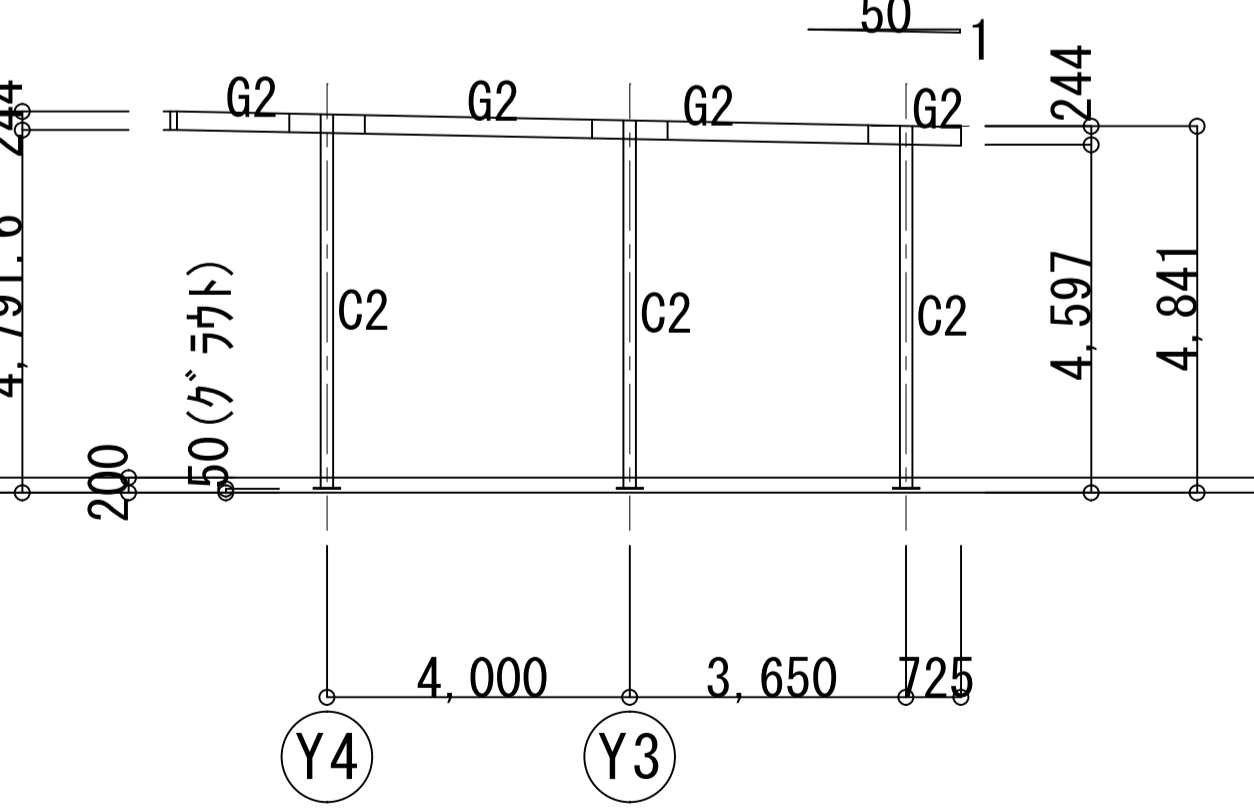
L - L 軸組図 1/100



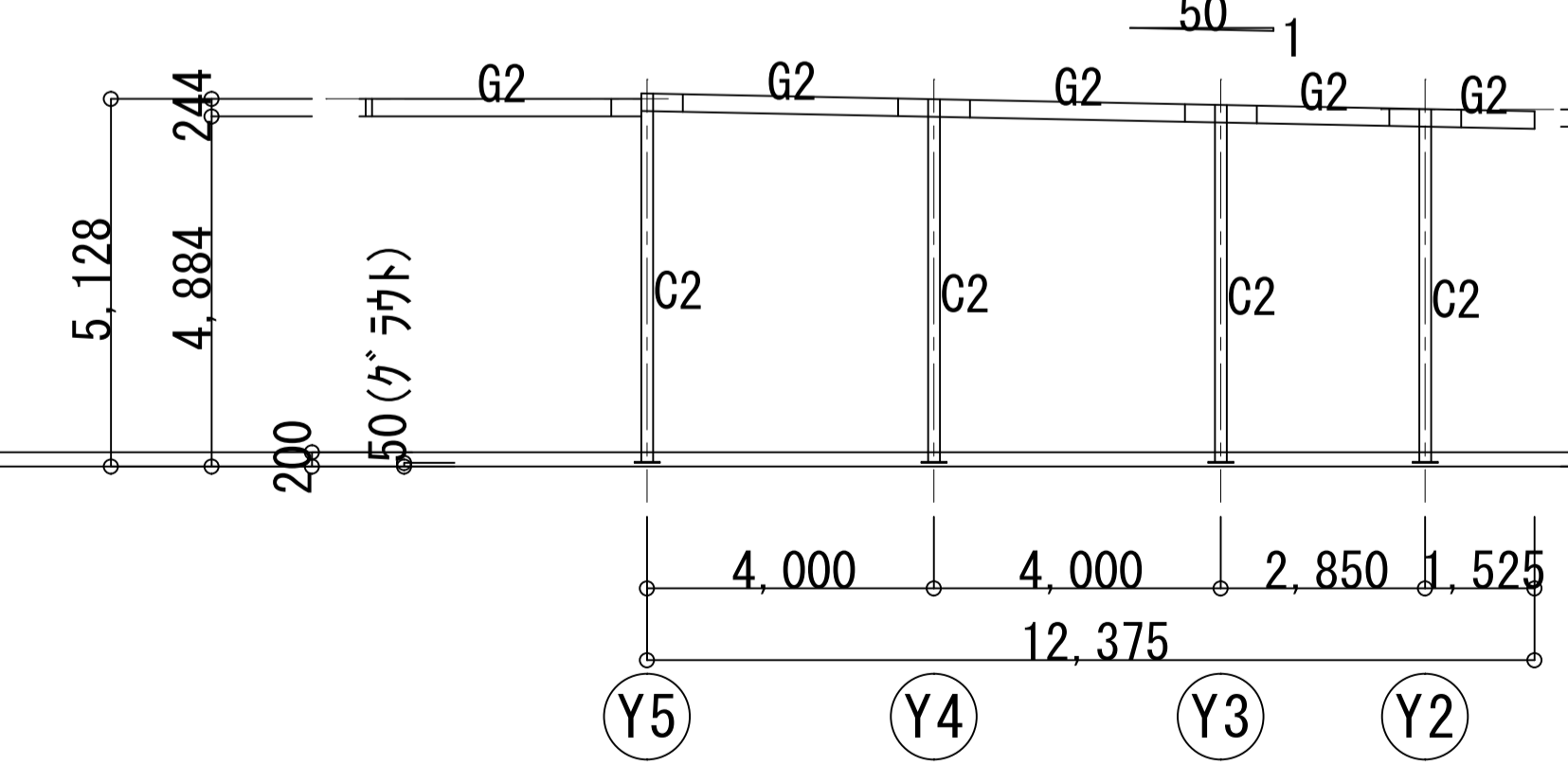
M - M 軸組図 1/100



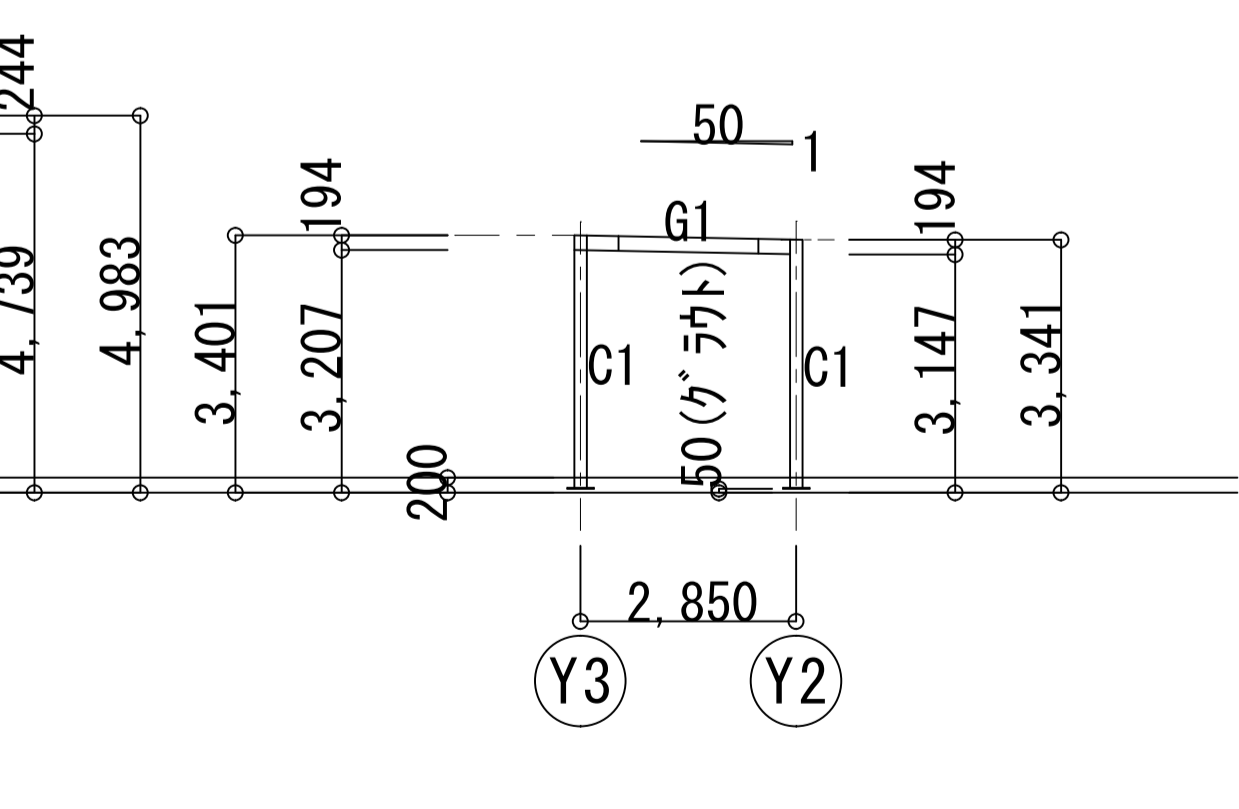
N - N 軸組図 1/100



O - O 軸組図 1/100



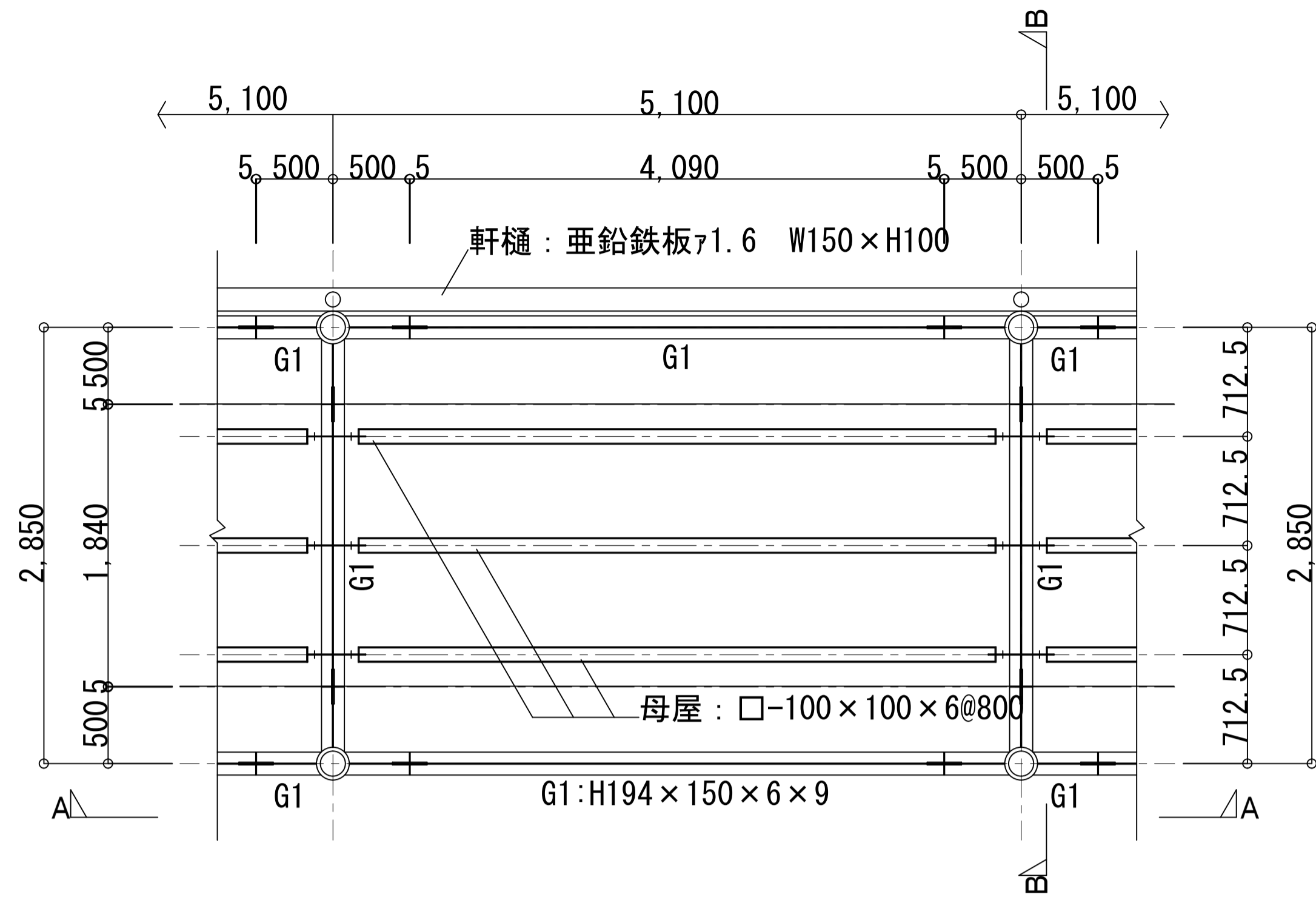
P - P 軸組図 1/100



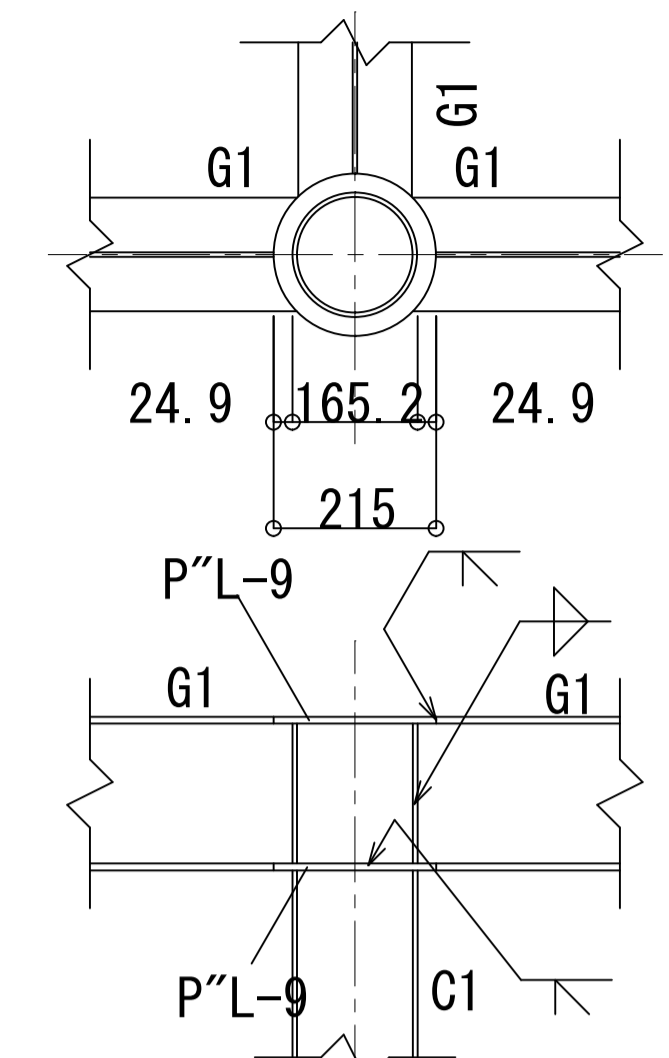
Q - Q 軸組図 1/100

参考

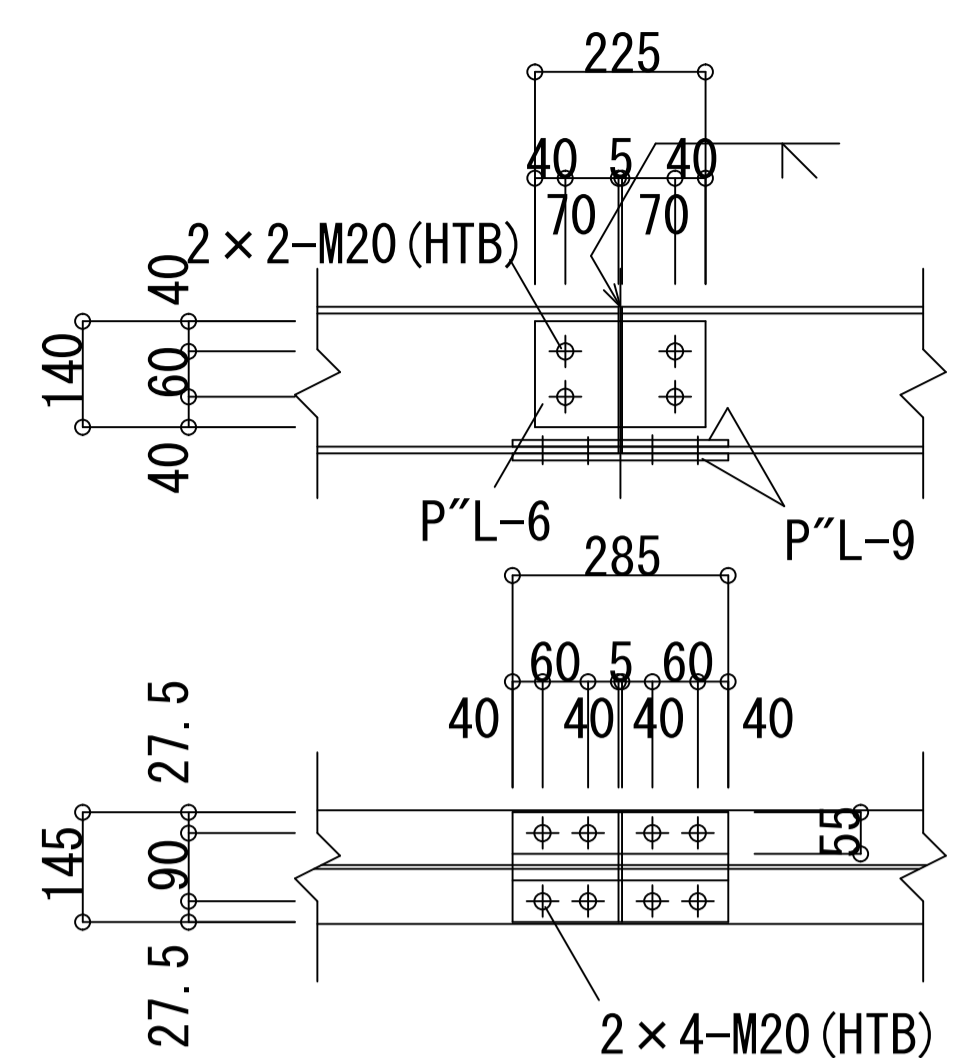
久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/100
図面名称	軸組図 2	原図 : A 1
津市建設部営繕課		No. A-08



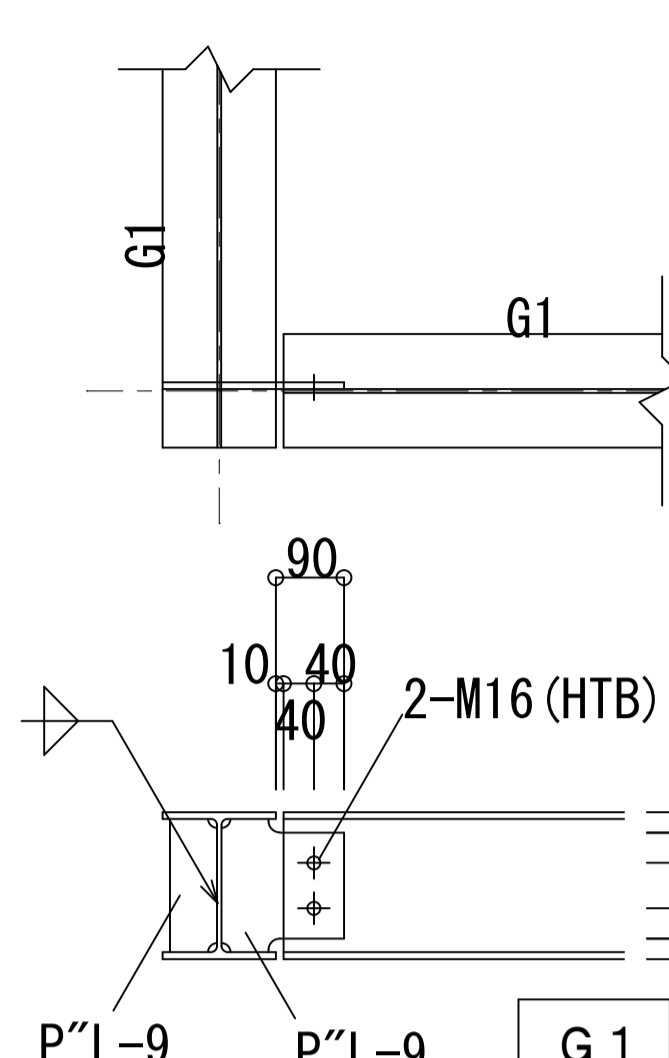
梁伏詳細図 1/30



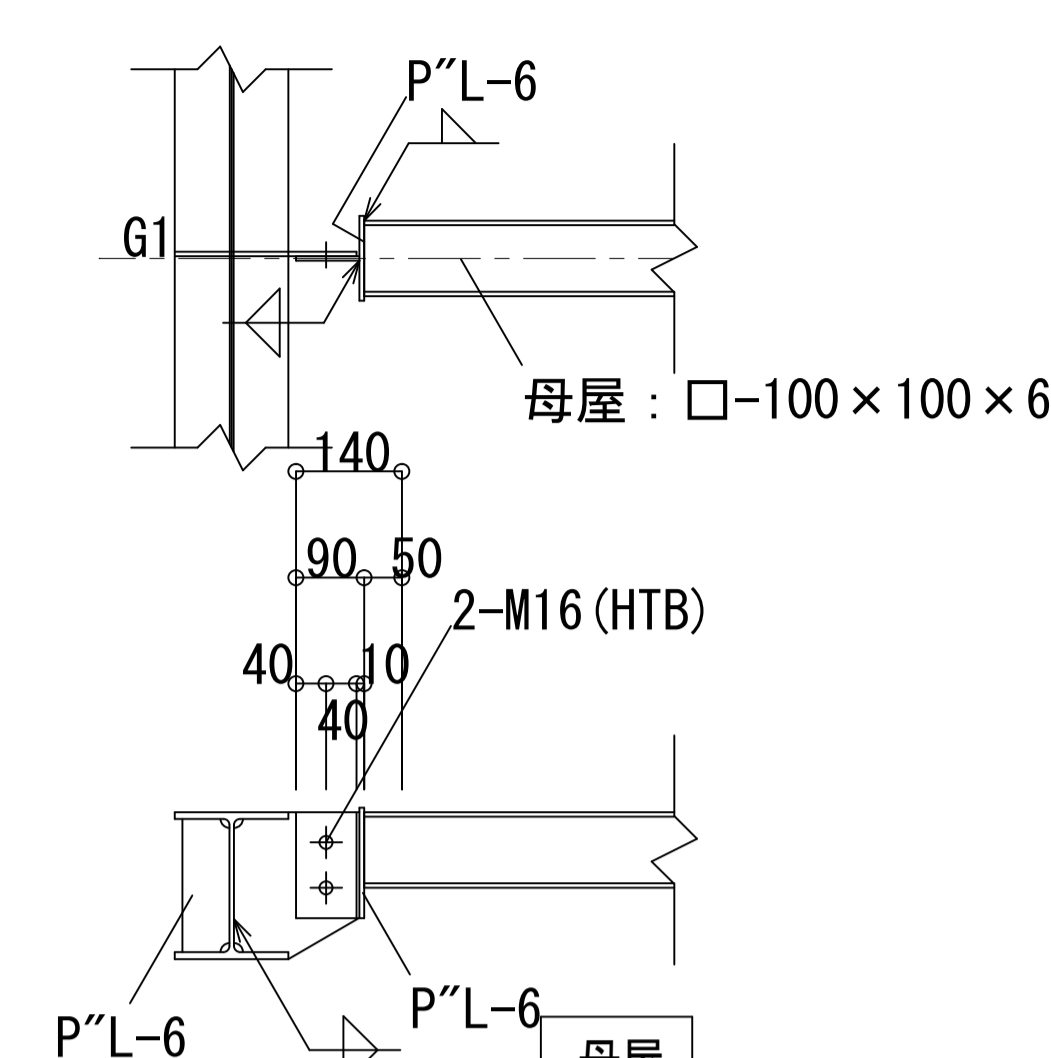
詳細図 1/10



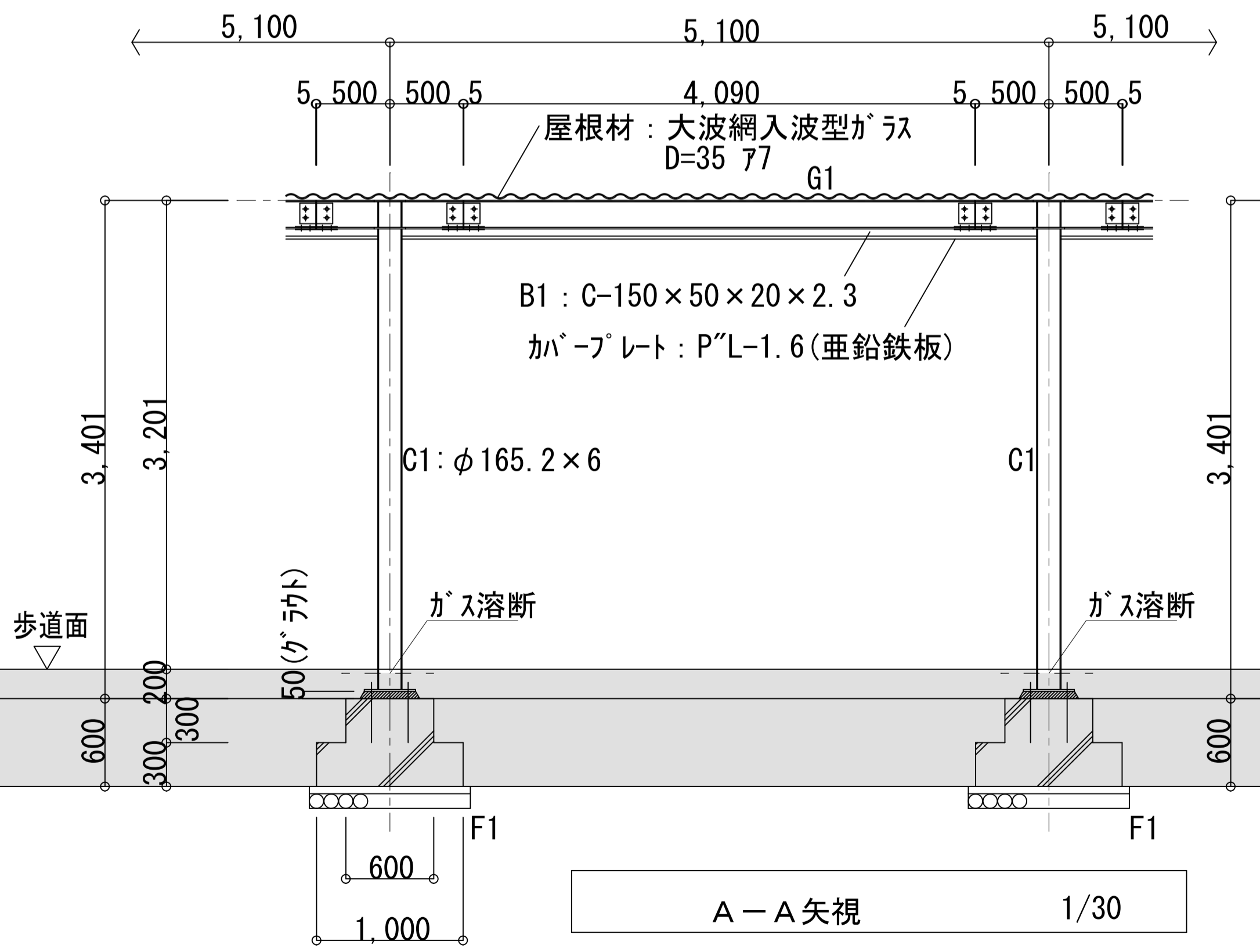
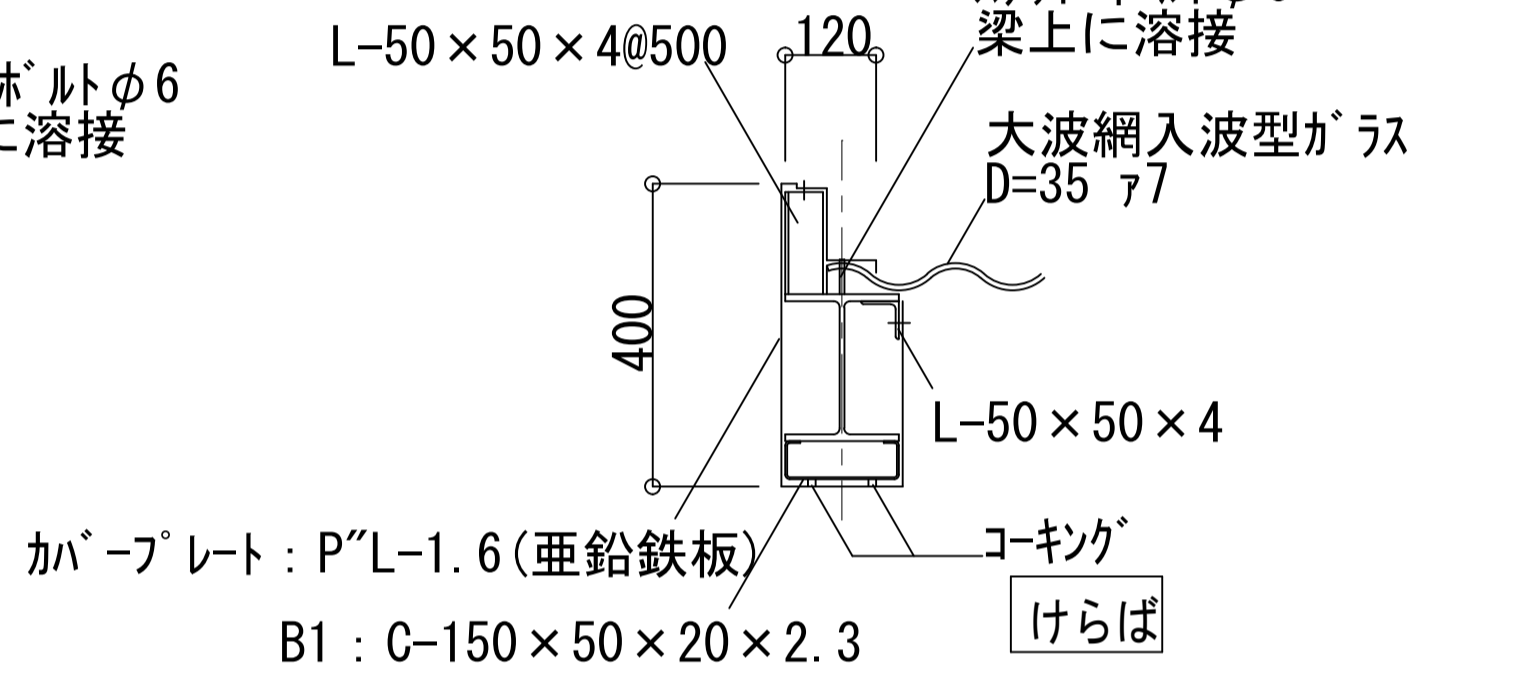
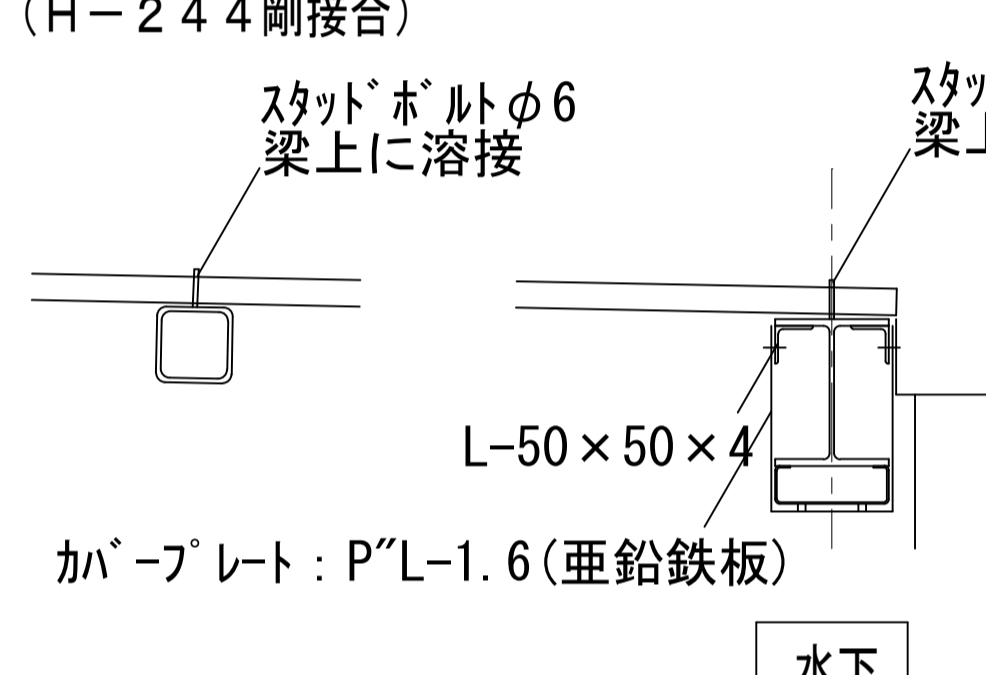
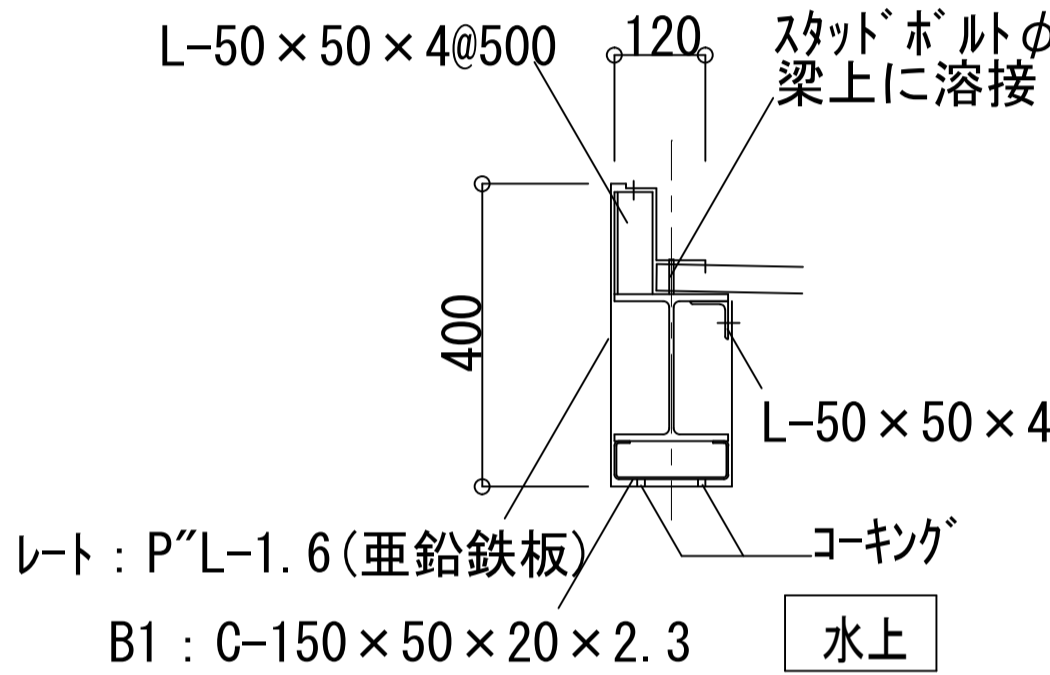
継手詳細図 1/10



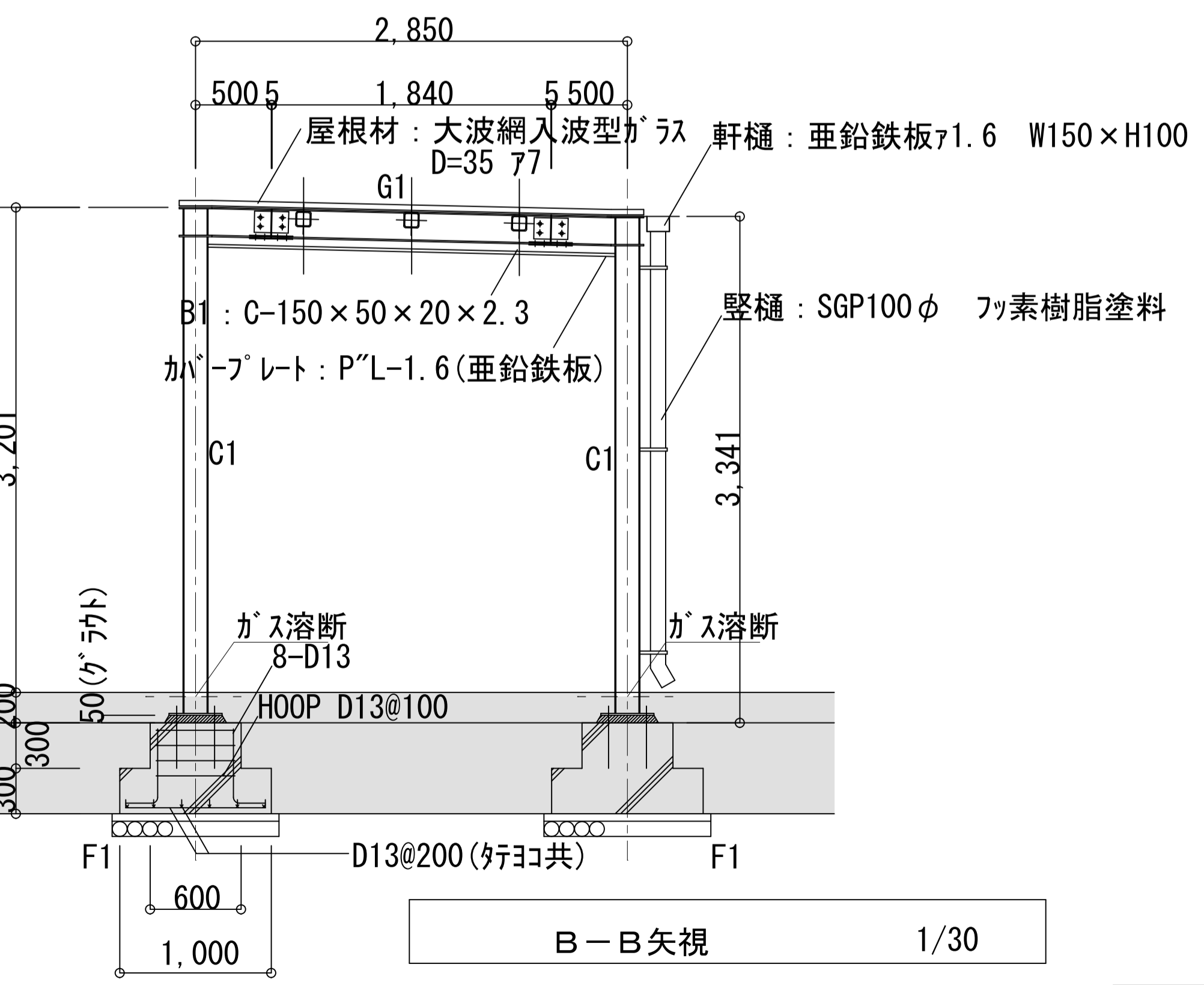
仕口詳細図 1/10



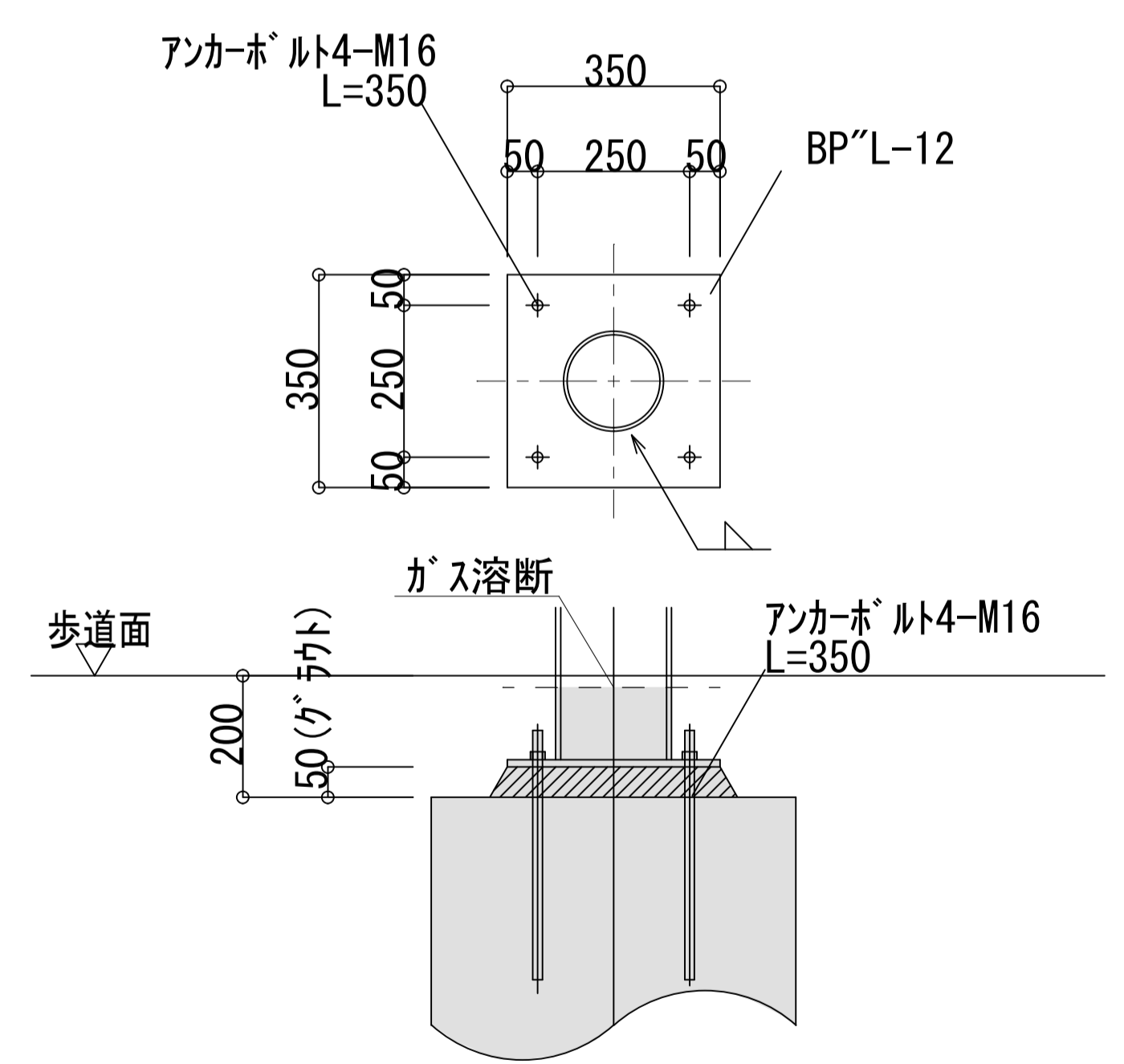
雑詳細図 1/10



A-A 矢視 1/30



B-B 矢視 1/30



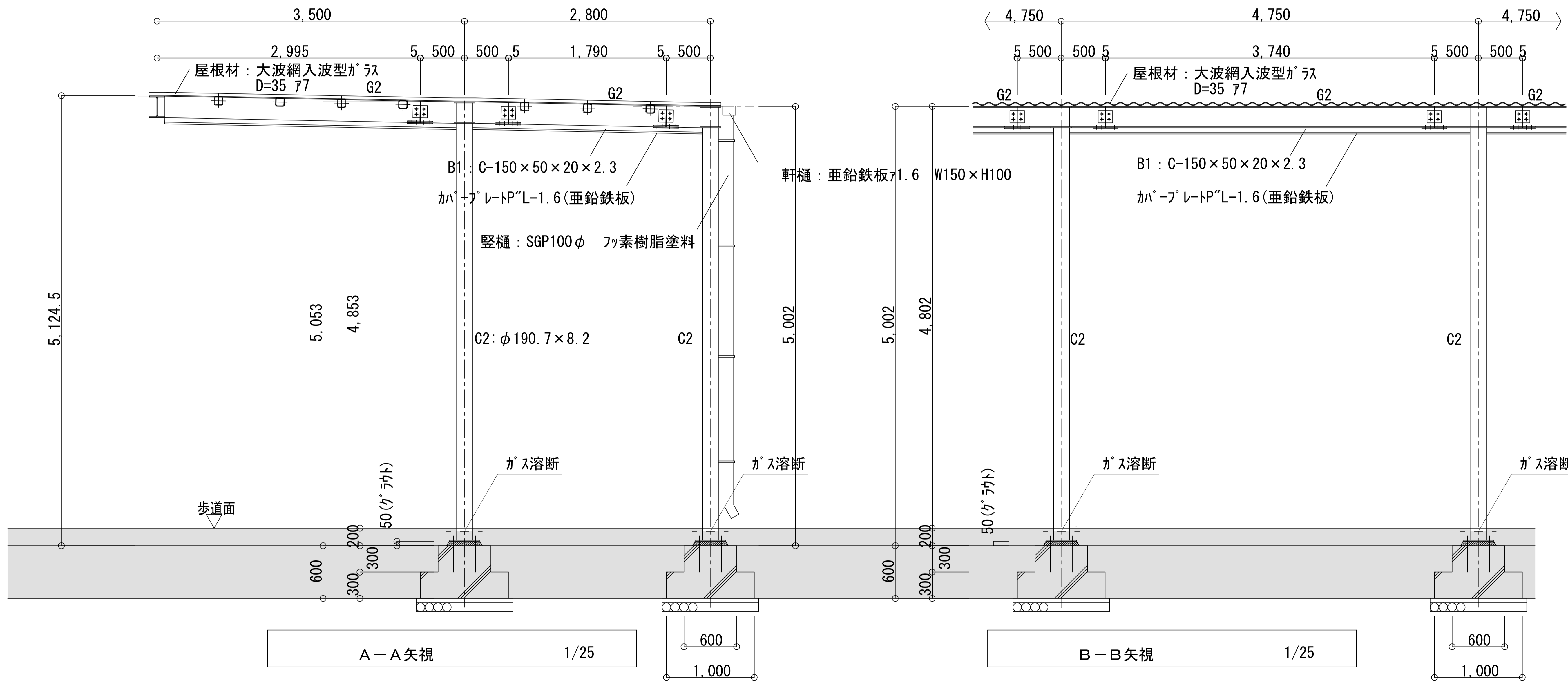
柱脚詳細図 1/10

※歩道面より下は本工事対象外。ただし、柱脚撤去跡補修方法はA-12による。

■ : 工事対象外

参考

久居駅東口広場シェルター解体工事		1/10
図面名称 詳細図 1		1/30
津市建設部 営繕課		原図: A 1
		No. A-09

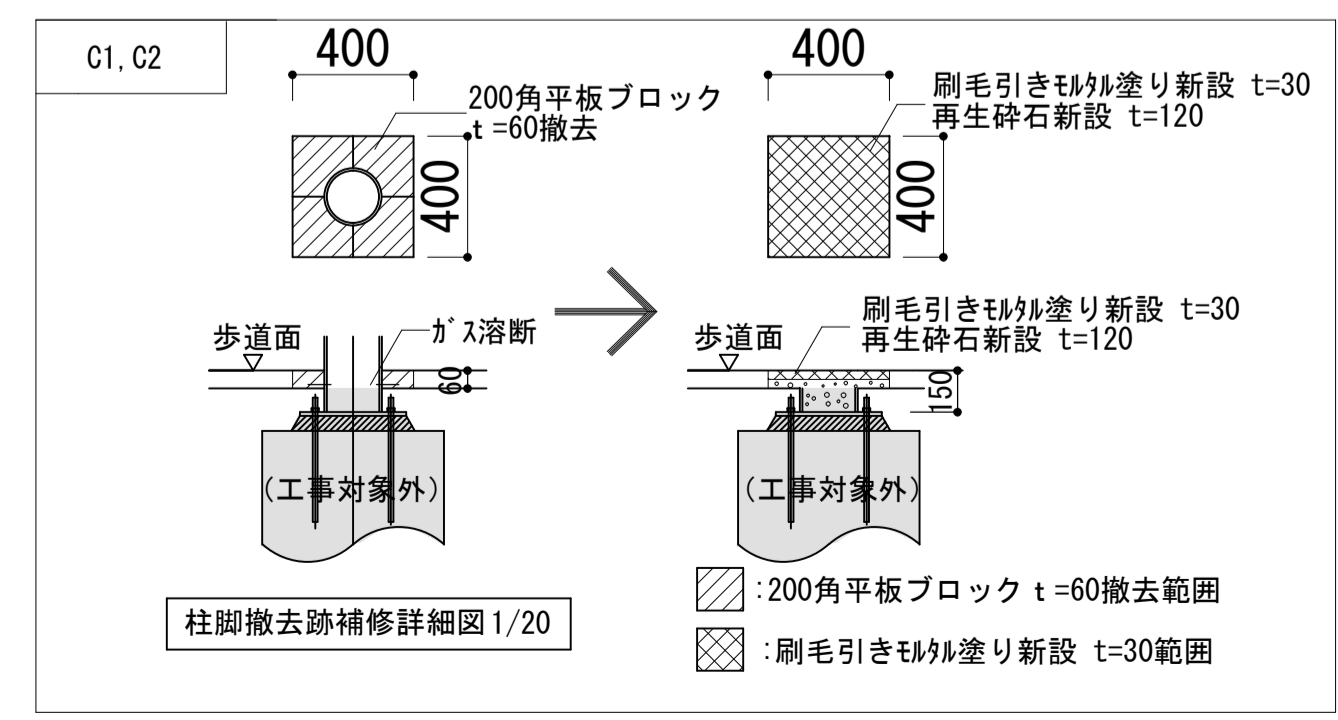
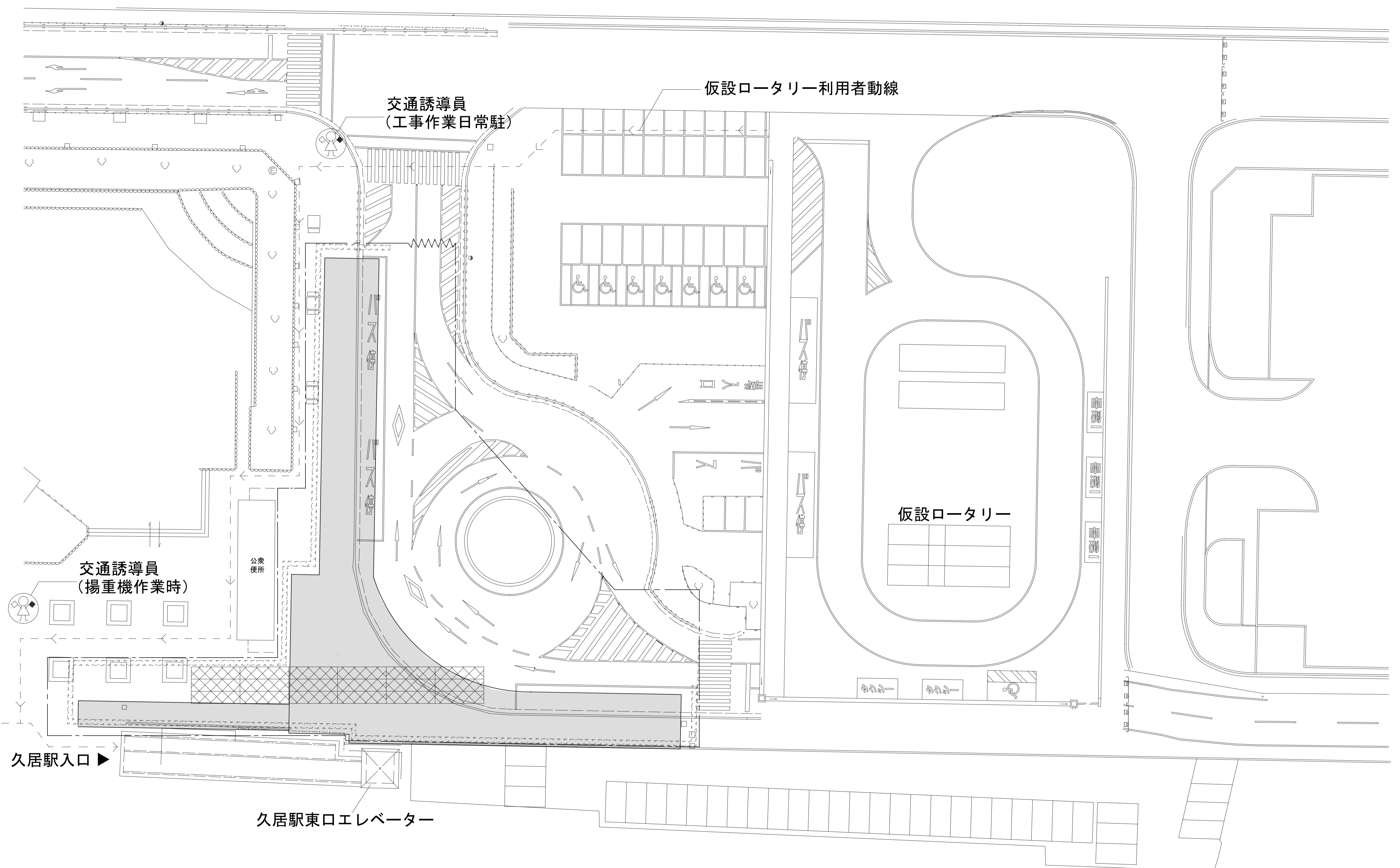


: 工事対象外

参 考

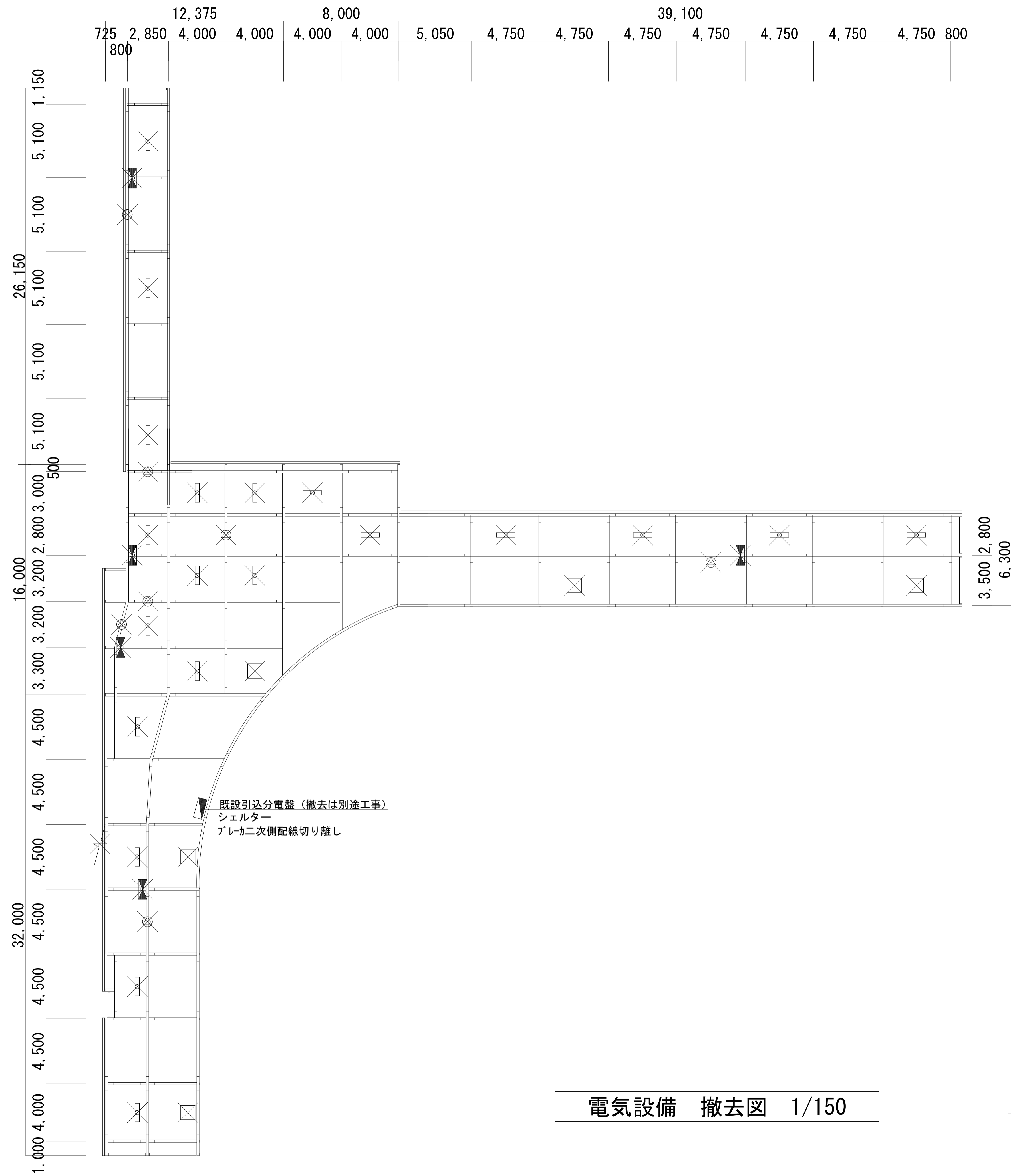
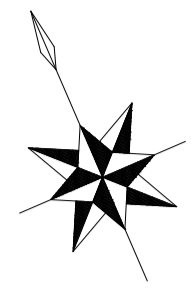
※歩道面より下は本工程対象外。ただし、柱脚撤去跡補修方法はA-12による。

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/25
図面名称	詳細図 2	原図：A 1
津市建設部営繕課		No. A-10



- : 解体建築物を示す
- : キャスターゲート W=6,000、H=1,800
- : ガードフェンス H=1800
- : くさび緊結足場+防音シート
(くさび緊結足場が設置できない箇所については、単管一本足場とする)
(屋根高さ+1000程度まで防音シートで養生すること)
- : 仮設鉄板敷 t 22 (6000×1500)

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/250
図面名称	仮設計画図	原図：A 1
津市建設部営繕課		No. A-12



凡例

	FL40 x 2直付形
	HID照明器具
	引込分電盤
	音声誘導装置盤
	スピーカ
	引込
	撤去を示す

※配管配線は可能な限り分別し撤去とする
 ※音声誘導装置盤及びスピーカは指定箇所へ取り置きとする

電気設備 撤去図 1/150

参考

久居駅東口広場シェルター解体工事		縮尺 1/150
図面名称	電気設備 撤去図	原図: A 1
津市建設部営繕課		No. E-01